

第百九十三回国会
衆議院
財務金融委員会
議 録 第 十 七 号

平成二十九年五月九日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君

理事 藤丸 敏君

理事 山田 賢司君

理事 伴野 豊君

理事 穴見 陽一君

理事 大岡 敏孝君

理事 大見 正君

理事 神山 佐市君

理事 齋藤 洋明君

理事 鈴木 隼人君

理事 津島 淳君

理事 福田 達夫君

理事 村井 英樹君

理事 今井 雅人君

理事 古川 元久君

理事 前原 誠司君

理事 鷲尾英一郎君

理事 大口 善徳君

理事 宮本 徹君

理事 小泉 龍司君

土井 亨君

宮下 一郎君

木内 孝胤君

上田 勇君

石崎 徹君

大野敬太郎君

勝保 孝明君

神田 憲次君

坂井 学君

竹本 直一君

中山 展宏君

宗清 皇一君

山田 美樹君

吉良 州司君

古本伸一郎君

宮崎 岳志君

伊藤 涉君

宮本 岳志君

丸山 穂高君

麻生 太郎君

萩生田光一君

越智 隆雄君

大塚 拓君

武村 展英君

堀内 詔子君

藤井比早之君

(政府参考人
財務省理財局長)

(政府参考人
財務省国際局長)

(政府参考人
経済産業省大臣官房原子
力事故災害対策審議官)

(政府参考人
経済産業省大臣官房審議
官)

(政府参考人
中小企業庁事業環境部長)

(政府参考人
国土交通省大臣官房総括
審議官)

(政府参考人
国土交通省大臣官房建設
流通政策審議官)

(株主会社国際協力銀行執
行役員インフラ・環境ファ
イナンス部門長)

(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員

佐川 宣寿君

竹内 良樹君

平井 裕秀君

小林 一久君

吾郷 進平君

田村 計君

海堀 安喜君

内藤 英雄君

黒田 東彦君

駒田 秀樹君

神山 佐市君

穴見 陽一君

宮崎 岳志君

吉良 州司君

津島 淳君

今井 雅人君

重徳 和彦君

吉良 州司君

補欠選任

穴見 陽一君

神山 佐市君

吉良 州司君

宮崎 岳志君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

金融に関する件(破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容等に関する報告)

財政及び金融に関する件

御法川委員長 これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

去る平成二十八年六月十日及び十二月十三日、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第
五条の規定に基づき、それぞれ国会に提出されま
した破綻金融機関の処理のために講じた措置の内
容等に関する報告につきまして、概要の説明を求
めます。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 昨年六月十日及び十二月十三日
に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法
律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容等に関する報告書を国会に提出
いたしております。

六月ごとに報告することとされており、報告対
象期間は、それぞれ、平成二十七年十月一日以降
平成二十八年三月三十一日まで、平成二十八年四
月一日以降九月三十日までの二つであります。

これらの報告に対する御審議をいただくに先立
ち、その概要を御説明させていただきます。

初めに、管理を命ずる処分状況につきまして
申し上げます。

今回の報告対象期間中に、金融整理管財人によ
る業務及び財産の管理を命ずる処分は行われてお
りません。

なお、平成二十四年九月十日に解散した日本振
興銀行に關し、預金保険機構において、預金保険
で保護される範囲を超える部分の預金について最
終弁済となる第三回清算払い等が開始されてお

ます。

次に、預金保険機構による主な資金援助等の実
施状況及び政府保証つき借り入れ等の残高につ
きまして申し上げます。

預金保険機構による資金援助のうち、救済金融
機関等に対する金銭の贈与は、今回の報告対象期
間中に足利銀行に対する一億円の増額が生じたこ
と等により、これまでの累計で十九兆三百八十八
億円となっております。

預金保険機構における破綻金融機関からの資産
の買い取りは、今回の報告対象の期間中にはな
く、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円と
なっております。

また、預金保険機構の政府保証つき借り入れ等
の残高は、昨年、二十八年九月三十日現在、各勘
定合計で二兆一千百十六億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、
破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適
時適切に所要の措置を講ずることと努めてきたと
ころであります。

金融庁といたしましては、今後とも、金融シス
テムの安定確保に向けて万全を期してまいり所存
であります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○御法川委員長 これにて概要の説明は終わしま
した。

○御法川委員長 次に、財政及び金融に関する件
について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として株式会社
国際協力銀行執行役員インフラ・環境ファイナ
ンス部門長内藤英雄君、日本銀行総裁黒田東彦君の

出席を求め、本日の報告に付した案件

参考人出頭要求に関する件

金融に関する件(破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容等に関する報告)

財政及び金融に関する件

御法川委員長 これより会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

去る平成二十八年六月十日及び十二月十三日、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第
五条の規定に基づき、それぞれ国会に提出されま
した破綻金融機関の処理のために講じた措置の内
容等に関する報告につきまして、概要の説明を求
めます。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 昨年六月十日及び十二月十三日
に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法
律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容等に関する報告書を国会に提出
いたしております。

六月ごとに報告することとされており、報告対
象期間は、それぞれ、平成二十七年十月一日以降
平成二十八年三月三十一日まで、平成二十八年四
月一日以降九月三十日までの二つであります。

これらの報告に対する御審議をいただくに先立
ち、その概要を御説明させていただきます。

初めに、管理を命ずる処分状況につきまして
申し上げます。

今回の報告対象期間中に、金融整理管財人によ
る業務及び財産の管理を命ずる処分は行われてお
りません。

出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として財務省理財局長佐川宣寿君、国際局長武内良樹君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官平井裕秀君、大臣官房審議官小林一久君、中小企業庁事業環境部長吾郷進平君、国土交通省大臣官房総括審議官田村計君、大臣官房建設流通政策審議官海堀安喜君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民進党、宮崎岳志でございます。

本日は、質問の機会をいただいて、ありがとうございます。

まず、日本銀行黒田総裁においていただきましたので、総裁に若干、短くお伺いをしたいと思います。

このたび、日本銀行の政策委員会の審議委員の人事案が提示をされて、我が党が昨年参考人としてお呼びしたこともある片岡剛士先生がその委員のメンバーということになっております。

私は、民進党内では絶滅危惧種と言われましたリフレ派でございます。少なくとも安倍総理がリフレを言い始める前から、ずっと言っていたわけでございます。党としての対応は今後決定ということでありましても、個人的には、ぜひ片岡先生には頑張ってもらいたいという思いを持っています。

それで、朝の部門会議でそういうことを議論するからということで、大体八時からいつも出席するわけではございますけれども、八時五十分を回っても、まだ勉強会の方が終わらずに、その議論に入らないということで、全然発言はできておりませんけれども、思いとしてはそういうことで

あります。

さて、金融情勢、経済情勢であります。物価安定目標二％の達成、延々先延ばしとなつて、来年度ということで達成目標が今のところ立てられております。

とはいえ、消費者物価指数、それぞれの指数を見てみますと、安定的に一％を上回るという状況にもまだなっていないということは、まだデフレ脱却が成っていないことだと思ひます。デフレ脱却道半ばということもありますけれども、少なくとも安定的にゼロ％を脱するというのがデフレ脱却の定義だろうと思ひますし、二％を目指すということには到底いかなない。そうすると、このまま今の路線を続けていけば、来年度に必ず達成するということはなかなか既言えないんじゃないか。そうすると、もう一段アクセルを踏むということも必要になってくると思ひますが、総裁、そのあたり、どのように感じていらっしゃるでしょうか。

○黒田参考人 まず、最新の展望レポートでお示しましたとおり、我が国の景気の現状について、緩やかな拡大に転じつつあるということ、一歩、景気判断を前進させたわけでありまして、そのもとで、輸出あるいは生産を起点とする前向きな循環が強まっている、さらには、労働需給が着実に引き締まって、経済活動の水準を示す需給ギャップもプラス基調が定着しつつあるということでございます。

ただ、御指摘のとおり、物価面では、消費者物価の前年比は、一部の耐久消費財やサービス価格が幾分弱目の動きとなつていふこともありまして、ゼロ％程度であるということでもあります。

もつとも、先ほど申し上げたような景気判断、さらには展望レポートでもお示ししておりますとおり、今年度、来年度と潜在成長率をかなり上回る成長が続くというもとで、二％の物価安定の目標に向けたモメンタムは維持されているのではないかと思っております。

そこで、日本銀行としては、現在の長短金利操

作つき量的・質的金融緩和のもとで、経済、物価、金融情勢を踏まえつつ、二％の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するために最も適切と考えられるイールドカーブの形成を促すこととしております。

したがって、必要があれば、もちろんさらなる調整ということもあり得ると思ひますけれども、現時点では二％に向けたモメンタムは維持されているけれども、目標までにはまだ距離があるということですので、現状では、二％の物価安定目標に向けて、短期政策金利をマイナス〇・一％、長期金利の操作目標をゼロ％程度とする金融市場調節方針のもとで、強力な金融緩和を推進していくことが必要であるというふうに思っております。

○宮崎(岳)委員 黒田総裁、そうはおっしゃいますけれども、就任から四年間がたちまして、任期は残り一年であります。この四年間で、最初の半年、一年は一定の効果を上げたと思ひますが、そこから、やはり一進一退、横ばいだと思ひますね。

もし、二〇一八年度に向けて本当に達成しようというところで思ふのであれば、やはり今のメッセージよりもより強いメッセージが発せられる必要があるんじゃないか、ショック療法ということも含めて。もちろん、方向性は間違っていないと言つて、この道をずっと進めばいつか着く。いつか着くのはわかるんですが、それがいつかということが二〇一八年度ということになると、やはり何か新しい手法か、あるいはポリシーの拡大が必要じゃないかなというふうに私も感じるところです。

総裁、その点はどのようにお考えになりますか。

○黒田参考人 先ほど申し上げましたとおり、二％の物価安定目標の達成に向けてモメンタムは維持されていると思ひますけれども、御指摘のように、足元は物価上昇率ゼロ％均衡で推移しておりますし、その意味では、今後とも、物価、特に中

期的な物価上昇予想というか、期待というか、その動きがまだ弱目の状況が続いておりまして、そのあたり、よく注視して、御指摘のように、必要があれば調整をすることにやぶさかではありませんけれども、現時点では、二週間ほど前のIMF関係の会議でも、各国とも指摘しておりましたけれども、世界経済全体として従来よりもかなり成長がはつきりしてきています。IMFとしては、リーマン・ショック後初めて、世界経済の予想を引き上げたわけです。上方修正しました。

そういう意味で、世界経済もしつかりしてきていますし、我が国の経済も足元一％台の半ば、潜在成長率は一％をやや下回る程度ですので、かなりのスピードで需給ギャップを改善している、あるいは労働市場をよりタイトにしているということですので、現時点では、私どもは、現在の金融緩和を強力に続けていけば、二〇一八年度ごろに二％程度に達すると思っておりますけれども、委員御指摘のとおり、二％の達成時期がおくれてきたわけですので、そういう意味では、物価状況、特に物価上昇予想というか予想物価上昇率などにも十分目を配つて、迅速に、必要があれば対応したいというふうに思っております。

○宮崎(岳)委員 私は、ひとつ総裁に危機感を持っていただきたいのは、任期が残り一年です。半年もすれば、やはり総裁の後任は誰かという話になってくると思ひます。そのときに、二％の目標が達成できるんだという状況でその人選に入ると、これは達成できないのだということと人選に入るのは、選ぶときのモチベーションも違うわけですね。つまり、できないんだという状況で人選に入るといふことは、二％の物価目標を設定したというあり方自体がそもそもどうなのかというところになりかねないというふうに思ふんです。

ですから、ぜひ、そこはさらに強い態度で、これは総裁一人が頑張ればよいというものではないんですけれども、臨んでいただくことが必要ではないかというふうに思ひます。

お忙しいようですので、最後に、一問だけお伺いいたします。

先日、アジア開発銀行の年次総会に出席されて、いろいろな御発言をされました。ADBの總裁の方が中央銀行の總裁よりエキサイティングだったという御発言もありましたし、もう一つ、AIBとの役割分担、AIBを高く評価する、アジアインフラ開発銀行を高く評価する、という姿勢もありました。これについて、もう少し具体的に、どういう真意で、あるいはどういう役割分担が求められているということについて、お話し願えますでしょうか。

○黒田参考人 御指摘の発言は、いずれもアジア開発銀行総会に合わせて開催されたセミナーのパネル討論で発言したものであります。

まず、パネル討論では、量的・質的金融緩和の導入から四年が経過したわけですが、物価上昇率はこのところゼロ％程度で推移していることを指摘した上で、このように物価上昇率がなかなか高まらない状況というのは、中央銀行總裁にとって非常にチャレンジングであるというふうに申し上げました。少しずつ状況は違うとはいえ、欧州の中央銀行もなかなか物価安定目標に達しないというところでチャレンジングだということをよく言われますけれども、そういうのと同じような意味で、中央銀行總裁という仕事は非常にチャレンジングであるというふうに申し上げました。

また、ADBの總裁の仕事と比べてどうかと言われましたので、ADBの總裁の仕事というのは、御案内のとおり、さまざまな開発の問題、インフラであるとか、気候変動への対応であるとか、あるいは地域統合であるとか、さまざまなものがありますので、それはそれで大変エキサイティングであるというふうに申し上げましたので、別に中央銀行總裁の仕事がチャレンジングでないという意味ではございませんで、チャレンジングであるしエキサイティングであるんだけれども、特に中央銀行の總裁の仕事というのは各国の總裁等もチャレンジングであるということを申し上げました。

上げました。

それから、AIBにつきましては、世界銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行と五つのしつかりした国際開発銀行がありますけれども、そのほかに十五、六、リージョナルあるいはサブリージョナルな開発銀行というのがアフリカにもアジアにも中東にも南米にもありまして、そういうものはそれで別にあつて不思議でもないし、アジアの場合はインフラのニーズが非常に大きいので、アジア開発銀行と世界銀行だけで対応できるものでもありませんので、そういうものができること自体は当然というか結構なことであるということも申し上げただけでございます。

○宮崎(邑)委員 總裁、ありがとうございます。お時間ももううかがいますので、ここで退室をされて結構でございます。お世話になりました。

これまでの話でもありましたとおり、私は、一点問題は、既にデフレではないという安倍総理の言い方だと思ふんですね。デフレかどうかというのは、物価上昇率がゼロを安定的に上回る、一瞬上回るといふことではなくて安定的に上回るといふことだと思ふので、そうすると、まだ安定的に上回っているという状況とは言えない。しかし、言わなければならぬので、もはやデフレではないがデフレ脱却は道半ばという、よくわからない表現になつてしまふ。そうではなくて、デフレ脱却に向けて、さらにアクセルをいろいろの意味で吹かしていく、それは金融もありましょうし、財政もあるんじゃないかということが私は感じていることであります。

さて、日銀の人事についてちよつとお伺いをしたいと思ひます。

二名の方をこのたび内閣の方で御提案をされている状況にあると思ひます。私自身は、これは党の立場がどうかといふことはこれから正式に決めるというふうに伺つておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、片岡剛士氏については大

変高く評価し、また、かねてより私どもの政策立案に御協力をいただいていたなという感を持つております。

麻生財務大臣、もちろん、これは内閣総務官室からの提案で、直接麻生大臣が選んだという方ではないと思ひますけれども、片岡氏あるいは鈴木人司氏、どのような印象をお持ちか、教えていただけますか。

○麻生国務大臣 宮崎先生、今御指摘もありましたとおり、この候補者につきましては、これは銀行法にありますとおり、いわゆる経済とか金融とかいふものに対して高い識見等々を有しておられる方々とか学識経験のある方から任命をされるということ、任命権を有しておりますのは内閣ということになつておりますので、その内閣で検討されたものが示されているということだと思ひます。

私どもとしては、特にこの方々に対して、今言われたような感想を、私も似たような感想がないわけではありませぬけれども、いずれにいたしましても、これは衆参で同意を得た上で内閣で任命されるものだと思ひます。

○宮崎(邑)委員 なかなかこの段階でおつしやれないといふのはそのとおりかと思ひます。あえて聞いて申しわけございません。

さて、引き続き森友学園の問題についてお伺いをしたいんですけれども、まず、昨日の予算委員会との関連で、萩生田官房副長官に来ていただいております。

時間もございませんので、ある程度限られたところでさせていただきますんですが、ずっと質問して、答えていただけない問いがございます。それは昭恵夫人付の内閣事務官、谷査恵子氏という名前は挙がつておりますけれども、それ以外の方々も含むわけですが、首相夫人の私的な活動に同行をされた、そして、その際に交通費として切符を受け取っている、その資金の負担元は夫人側であるとか夫人の私的経費である、こういう言われ方をしているんですが、切符をどこで購入

して、どなたが職員に渡したのかという話が全然出てこないんですね。

これは、実は資金の出元にかかわる重大な問題だといふふうに私は感じているんです。夫人がどこで切符を買ったかといふのは、これは、ある意味、私的な行動ですから好きになさればいいということなんです。その国家公務員一般職である夫人付内閣事務官に、誰が切符を買つて、どこに渡した、誰に渡したのかといふことは、ぜひ確認したいんですね。

いろいろパターンはあると思ひます。上司の方、内閣総務官とか参事官とかが渡した、あるいは自由民主党の職員が渡した、安倍晋三事務所の職員が渡したとかですね。まさか、恐らく夫人が直接御自分でお買いになつて職員に渡すということも想像しにくいなといふふうに思っているものですから、あるいは職員に言つて、電話すると誰かが届けに来て、後で振り込んでおくよといふこととかのかもしれないけれども、そのことは確認可能なことだと思ひます。

これは職員に係ることで聞いております。どういふ形だったか、御説明願えませんか。○萩生田内閣官房副長官 きょう予算委員会でも御答弁申し上げましたけれども、どういう形でどなたが購入をして、どう渡したかといふのは、政府としては承知をしております。

ただ、繰り返しになりますけれども、その資金元は夫人の私的なお金から支払いをさせていただいているということでございます。

今、いろいろなシミュレーションを宮崎先生もおつしやつていただいて、大体、我々は、会館のJTBに行つて用意してもらふというの、例えば新幹線チケットなどは、それが大体慣例じゃないかなと思ふんですが、では、果たしてJTBに誰がとりに行つたのかとか、JTBが部屋に届けたのかとか、その辺まではちよつと確認しておりますので、どうしてもそこはこだわりのあるんだとすれば、持ち帰つて、また調べてみたいと思ひます。

○宮崎(岳)委員 別にやじ馬根性で何っているわけじゃないんですね。その資金元が夫人の私的経費という話です。夫人の私的経費というのは、意味はよくわかりませんが、一般的な感覚でいうと、夫人のお小遣いという意味です。

では、全国に選挙応援に行つて、そんな近い距離だけでもないわけですから、年間でいはい何十万とか、もしかしたら百万単位のお金に、それは選挙応援だけじゃないかもしれないけれども、なつてくるわけですね。それをお小遣いの中で本当に買うのかなと。しかも、呼ばれて行つて立場で、別に自分から押しかけてるわけでもないわけでありませう。しかも、そこに国家公務員が付き添つてゐるということでもあります。

先ほど、会館のJTBで買つて多いんじゃないかというお話がありました。そうだとすると、これは安倍晋三事務所の秘書さんが申し込むんだと思ふんですよ、通常。そうすると、では、支払いの方を、これは安倍事務所と夫人のお小遣いで分けるのか、こういう話になつてくるので、ぜひお調べいただきたいと思ひます。

一応確認ですが、夫人の私的経費というのは、いわば夫人のお小遣いとか、夫人の家計の中の話とか、そういう意味でよろしいですね。

○萩生田内閣官房副長官 夫人の個人的なお金でございます。ポケットマネーと言ってもいいと思ひます。

○宮崎(岳)委員 ありがとうございます。萩生田副長官も時間があつたので、もし必要なければ、これで御退席いただいて結構ですよ。何か、次のところに呼ばれてゐるとも伺つておりますので。

ちよつともう一点、これは森友問題から離れまされども、麻生大臣に加計学園の問題についてお伺いをしたいんです。

国家戦略特区諮問会議で麻生大臣が発言されたことについて資料がついてゐるはずであります。が、表裏の一枚紙になつてゐますが、八ページというのと、裏側が九ページになつてゐます。

ここで、日本に、五十二年間ですか、獣医学部がつくられてゐなかつた、数が足りてゐないのでつくりなさい、こういう状況であつたわけですが、それを国家戦略特区を使つて解禁した。これは、当然政府側の各大臣は出席してゐますので、民間議員の側は積極的に発言をすることはあります。が、一般的には、各大臣の側は必要最小限のことしかおつしやらなくて、しゃんしゃんで終わる、こういう会議の様子にお見受けするんですけれども、麻生大臣が非常に積極的な発言をしてゐる。

きのう、私は質問通告をしてゐたつもりだったんですけれども、その真意がうまく伝わつておらなかつたやうなので、ここに文章がありますけれども、この真意について、改めて麻生大臣にお伺いをしたい。

内容はここに書いてあるとおりで、法科大学院を鳴り物入りでつくつたが、そこを出ても弁護士になれないやうな場合が出てきてゐる。柔道整復師、これは、経過を言つて裁判で負けたんです。柔道整復師を新設したいという学校があつて、裁判に訴えて、裁判で国が負けて、そういう規制は不合理だから廃止しなさいということになつたので、自動的に規制緩和されてしまつたケース。結果的に、非常に多数の柔道整復師の候補者、候補生というんですか、そういう人が出てきて、国家試験に受からない。学校を出ても、国家試験の合格率が低いと、ベナルティーがまた文科の方からあつたりするものですから、今度はそういうところを締めつけを、締めつけというんですか、指導を行つて改善しろなんという話があつて、私の聞いた話では、成績の悪い人は国家試験に受からないかもしれないから卒業させない、無理やり落第させるといふか、留年させるなんというケースもあるとは聞いております。

こういうことを挙げられて、麻生大臣は、規制緩和はともよいことであり、大いにやるべきことだと思ふ。しかし、うまくいかなかつたときの結果責任を誰がとるか。うまくいかなかつたとき、どうするかをきちんと決めておかないと、携わつた学生、それにかかわつた関係者はいひ迷惑をしてしまふ。そういうところまで考えておかなければならぬ。こういった御発言だつたと思ひます。

大臣、この発言についての真意はどのようなものでありましようか。

○麻生国務大臣 これは、昨年ですから二十八年の十一月ごろだつたと思ふんですけれども、こういうのを新しく四国に新設するというのは間違つてはゐない。四国には獣医学部はありませんし、間違つてはゐないと思ひますけれども、前にロースクールというのをえらい鳴り物入りでやりまして、えらい騒ぎでしたよ。何か、各大学の法学部を持つてゐるところもいっぱいお見えになつて、ロースクールをつくるんだ、ロースクールをつくるんだ。何のためにつくるのかいと思ひながら聞いてゐましたけれども。

結果的に、ロースクールを通じて司法試験を通つた人はどれぐらいのパフォーマンスになつたんですかといつたら、御存じのとおりで、非常に、まあ、悲惨とは言わぬけれども、普通、法学部を出れば、このぐらいいくものがどんという形になりましたものですか、弁護士になり損ねた人の数がたくさん出て、では、もう一回浪人してやるのかといつて、それをまた受けても、同じところでもまた全然通らぬというやうな話のことになりまして、ものすごく、学生や関係者は非常に迷惑をかけたといふのがあつたときの歴史だつたと記憶がありました。

あのときも、最初、これはそんな簡単なものですかねと言つて、当時反対した記憶がありましたので、そういう意味で、今回も同じやうに、これは単に新設すること自体に反対はしませんけれども、卒業後は獣医師としてちゃんと活動することを含めて、松野文部大臣のところから、これは文部省所管といふことになるんだそうですから、そこできちんとフォローアップしておかないと、後々、なり損ねた人たちがあふれるやうなことになると思ひます。

なことになると思ひます。四国にはなかつたんですけれども、こは人口三百八十万です。中部地方といふのは人口二千三百万です。九県あります。広いですよ。そこに、岐阜に一校しかなくて、定員三十しかないんですよ。近畿も人口二千二百万人いるんですよ。そこに、大阪に一校しかなくて、四十しかないんですよ。

そうすると、何か、ここに百六十をつくつて、いや、獣医師会が一校に絞れという声があつた。そうだと思ひますけれども、一校に絞れというのは、別に一校だつたら定員が千名でも二千名でもいいという意味じゃないと思ふんですよ。一定の定員の中におさめてくれという意味だと思ふので、だつたら、例えば八十を二つづつとか四十を四つづつとか、いろいろな考え方があつたんじゃないかなと思ふに思つております。

そういう意味で、非常に摩訶不思議な感じを受けてゐるわけでありませうし、実際、一部の地域にこういう形で集中してしまふのはどうなのか、こういう思ひも感じてゐる次第であります。麻生大臣、もしコメントをいただけるのであれば、私のこのような考え方についてどう思われま

すでしょうか。

○麻生国務大臣 日本というのは、四国だ何だかんだ、島別に分けてみたり、本州も三つ四つに分けてみたりして、いろいろ言いますけれども、全部足したってカリフォルニアぐらいの大きさですからね。別に、その中でいろいろ地域別、アメリカみたいなのと違って歴史がありますので、いろいろ言葉も違いますし、いろいろその地域によって風土も違いますので、いろいろそれによって動物の種類も、ペットの多い都市部といわゆる家畜等々の多い農村部とに分かれてみたりして、獣医の質も、全然、対応する人も内容も違っているというのはいくつか話ですし、昔のように車がない時代は、馬車等々の方が非常に大きな輸送手段の基盤にもなっていましたので、獣医の地位というのは、もう極めて高かったのは、戦前は間違いなくそうだったと記憶します。

いずれにしても、そういったようなものの時代と変わってきていることは確かなので、私どもとしては、つくられるのはいいんですが、ただ、これをやられるときに、今回はたしか、あれは丸亀市でしたかね、四国のどこかでつくるので、ここは、土地は工場建設用地でつくったはいけれども、誰も出てこないなとかいうことになっているときに、これをというのでやる。

大体この種の話というのは、学校は、学生というおおよそ貯金というのをしない人たちがたくさん来るといえるのは非常に消費を喚起しますので、地元と与える影響は極めて大きい。博多なんかを見ればもう最たるものですけれども、そういったのを見ていますと、こういったものを地元と呼んでくると、長期的には極めて、税金として住民税等々いろいろなことを考えますと大きな話なものですから、市としてはこういったものを誘致する、県としてもそういうのを誘致するという方向で、これは結構ヒートアップするものであることは確かなんですけれども。

今回は、これはたしか四国の丸亀かな、どこかの市が非常にこれに積極的だったという話だった

のでこれに決まったというように話を聞いたような記憶がしますので、いずれにしても、これが各地からわつと出てきたんだつたらともかく、ここしか出ませんでしたものだから、結果としてこういう形になったのかなと思いますけれども、あつちこつ割っていったらよかつたじゃないかという御説は、もしそういう希望があれば、それはそれなりの方法もあつたかなと思わないでもありません。

○宮崎(岳)委員 大臣御存じかどうか、審議で聞いているかどうかわかりませんが、京都府が京都産業大学と組んで、これは鳥インフルエンザ研究センターという、大槻公一教授という世界的な権威だと思えますけれども、この方がセンタ―長をやっている、そういう御提案が十月十七にあつた。綾部市というところで、いわゆる舞鶴湾の二、三十キロ南の方、京都といつても北の方ということになると思うんですけども、そういう意味で、琵琶湖も近い、また京都大学と連携できる、あるいは日本海側に近いということで、いろいろ渡り鳥系のこういうライフサイエンス分野というんですか、その研究を活発にやっているとこの御提案があつて、そこはやはり大変魅力的な提案だったと思うんですよ。

あと、新潟も、これは具体化していたかどうかわかりませんが、提案をしていた経過もあります。これは日本海側には一つも、日本海側というか、いわゆる中部の北信越というんですか、ここには獣医学部が一つもないという経過もありますので。

そういったことがあるのであれば、別に三つも四つも同時開校という必要はないので、一つずつやればよかつたんじゃないかな、私は正直そんなふうに感じている次第であつて、これ以上は申しませんけれども、何かつたことなのかというふうに思っています。

四国は、これも、ちよつと別の委員会できちんと質問させていただくつもりなんです、各県が獣医師の確保目標というのを立てているんです

ね。平成三十二年度に向けて今何人足りないとか、あと何人必要だとか、こういうことをして、もちろん退職者の入れかえは必要なんです、そういうことを除くと、四国は公務員と産業動物獣医を含めて二人足りないぐらいなんです、四県ならずと。四県で二人足りないぐらいなんです。ところが、私は、地元は群馬県なんですけれども、ここに福田先生もいらつしやいますけれども、群馬県だと三十二年度に向かつて十三人足りないんですよ。つまり、群馬一県の方が四国四県よりも獣医師不足というのは深刻なんですね。だから群馬につくれというわけでもないんですけども、そういうことを考えると、やはり四国に定員百六十のものをつくるといのは私は違和感があるということとは改めて申し上げておきたいと思っています。

さて、森友の關係、最後にちよつとお伺いをしたいと思うのですが、きのう、これは福島県庁議員からの予算委員会での質問ですけれども、はっきりお答えがいただけていないところについて確認をさせていただきたいと思うんです。

最初のころ出回つた、平成二十七年九月四日の近畿財務局、大阪航空局とキアラ設計、中道組との交渉記録というものがあつたね。どうやら、後々聞いてみると、籠池氏が鴻池事務所持ち込んだというもののかな、こういうことになっているわけでありませう。

内容を見ると、ごみが出てきましたよ、こういう話であつて、これを処理したい。これは今言っている八億円の、二度目のごみというわけじゃなくて、一度目のごみ、一億三千万円で処理したものですけれども、そうしたら、これが七億、八億かかるんだという業者側の主張があつて、そんなに払うんだつたら、そもそも、土地を貸したり売ったりする意味はないから、契約を取りやめにしたかどうかと。いや、それもちよつと学校ができなくて困るというので、場内処分ということでお願ひしたい、こういう経過でありました。

翌年の三月にごみが見つかつて、これは、実は

前年の九月に業者が見つけたごみだったという結論です、二度目のごみというのはなかつたというのが今の時点の結論だと思ひますが、それを見て籠池氏が怒つて、この紙を、業者から知らされていなかったけれども、業者と国との間で何か勝手に処分方針が決まっていた、これを、三月に上京してきて財務省の田村国有財産審理室長に示して、どうしてくれるんだ、こういう流れだったわけでありませう。

ところが、財務省は、きのうの答弁を聞いていると、ちよつと曖昧なんですけれども、籠池氏は当然、この打ち合わせ記録というものを田村室長に渡しましたというふうにおつしやっているわけでありませう、結局、財務省の方は、これは渡されたという認識はあるんでしょうか。いかがなんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。昨日の一連の経緯につきましましては、ここでは省略をさせていただきますが、音声データについて、本人、国有財産審理室長に確認をいたしました。

その上で、先方、籠池夫妻が訪問した際の面談におきましては、ちよつと繰り返しになります、先方二人がこれまでの経緯や地下埋設物などについて一方的にお話をされて、趣旨がよくわからないことが多かつたとか、お二人が一度に話されてよくわからないことが多かつたということもございまして、全体について、新たに発見された埋設物についてのやりとりについては覚えておりますけれども、九月の四日のメモも、今委員の言われた九月四日のメモのことについても含めて、全体の詳細については記憶がないということでもございまして、今、メモそのものについても受け取った記憶はないということでございます。

○宮崎(岳)委員 これは、田村室長お一人で会つたわけじゃなくて、少なくとも二人の課員の方がわきにいてメモをとっていらつしやつて、しかも、この紙を渡されたという話です、これは、本当に何の記録もないわけですか。そこで

とったメモもなければ、打ち合わせ記録を挟んだバインダーとかファイル、そういったものもないんですか。そもそも、探されたんですか。

○佐川政府参考人 お答えします。

三月十五日の面談そのものにつきましては、この音声テープの前から御質問はいただいでございまして、その点につきましては、先方から、新たな埋設物が出てきたので何とか対応してほしい、当方から、そこはもう現場でちゃんと大阪航空局と近畿財務局で連携して対応しますというふうになり、私が室長に直接確認をして聞いておりまして、そこについて、室長は、要するに、籠池御夫妻がお見えになる前から、三月十一日に出た話は近畿財務局から聞いていたわけでございますので、その点について確認的に先方がお話しになられて、こちらからお答えを申し上げたということでしたので、そのことが重要なポイントだということ、その点について、室長は事後的に担当の課長に口頭で報告したということで、メモをつくっていないということでございます。

○宮崎(岳)委員 探しているんですか、この打ち合わせ記録は。もらったというか。当然、そのテープを見ていけば、このやりとりがされているわけですよね。そのときに、これは渡しましたというふうに籠池氏は言っている。テープを聞く限りはうそとも思えないですね。

これは探していないということなんです、財務局というか財務省は。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

二十八年三月のそのやりとりもそうでございますけれども、一般的に、先方との面談、やりとりにつきましては、それを行政文書として作成していれば、そこはきちんと保存期間を設定して、それで、一年未満であれば事案終了とともに処分しているということでございまして、そのときにつきましては、口頭で担当課長に報告したということなので、行政文書としてはまだ作成していないということだと思いますが、そういう意味では、そのときの文書として、メモも残っていないという

うことでございます。

○宮崎(岳)委員 では、このもらった紙を行政文書じゃないということで捨てちゃった、こういう議論でいいんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、そのメモを受け取った記憶がないということでございます。

○宮崎(岳)委員 別の委員会で、またやります。時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 民進党の吉良州司でございます。

私は外務委員でありますけれども、きょうはこうやって財務金融委員会での質問の機会を与えていただいて、感謝を申し上げます。

私が質問に立つときに必ず冒頭申し上げることなんですけれども、私自身がする質疑、提言というものは、私、吉良州司個人の責任においてやっております。必ずしも民進党の正式な見解を代弁するものではないということは事前にお断りさせていただいた上で質問をさせていただきたいと思ひます。

それと、きょうは麻生副総理に、委員会での質問という意味では本当に久しぶりにさせていただきまして、敬愛する麻生総理と、本来なら大所高所からの御指導をいただきながらの質問をさせていただきたいんですが、きょうはどちらかというとかなり実務的な質問になると思ひますので、その辺は容赦をいただければと思ひます。

まず最初に取り上げたいことは、成長戦略のなかめでもありますインフラ海外展開、政府は、質の高いインフラ投資、質の高いインフラパートナーシップということで推進しているようでありまして、実は私も、さんざんに言われている民主党政権ではありますけれども、二〇一〇年、外務大臣政務官に就任いたしましたときに、当時はインフラパッケージ輸出という言い方をしていましたけれども、これがやはり日本の成

長のかねめだという問題意識を持って、かなり取り組んだつもりであります。

そういう意味で、ちよつと資料の一をござんいただきたいんですが、資料の一は二ページにわたっております、本当は表紙があるんですけども、この資料の一ページ目、二ページ目というの、不肖私が大臣政務官のときに、今申し上げましたインフラ海外輸出の重要性に鑑みて、政府全体でこのインフラ輸出に対する知見を深めなければいけない、特に外務省、現地で大使あたりはトップセールスをやることになるわけですから、大使、そしてその大使を支える、当時では

ば経済班の方々、その辺の人たちに、インフラプロジェクトとは何ぞやということを徹底的に理解してもらいたい、その中でも、インフラプロジェクトで非常に重要なのはファイナンスであります、そのことの仕組みについて理解してもらおうと思つて、全部は掲載していませんけれども、二十ページぐらいの教科書をつくりまして、その目次を二ページ目に掲載させてもらつています。そして、二ページ目に、なぜこういう、今言った教科書のようなものをつくるのかという問題意識と、この二ページ目のところに、「はじめに」、「新政府が打出した「新成長戦略」及び「インフラ・パッケージ」海外展開において、在外公館の戦略拠点化が明記され、後者については実需のある在外公館にインフラ担当官が指名されることになつた。」

これもまた多少自画自賛になりますが、今言つた専門性を高めるためには、自覚を持つてもらわなさいいけないということで、このインフラ担当官というものを置くという指示を出したのも私であります。実際、担当官が指名されることになりました。

そして、その次、今申し上げましたけれども、「今後の成長戦略及びインフラ・パッケージ海外展開を推進するに当たり、在外公館長による現地トップ・セールスは日本企業支援の決め手になる」と言つても過言ではない。また、在外公館長を支えながら対企業窓口として現場で支援実務を担うインフラ担当官には高い専門性が要求されることになる。こういう問題意識。

そして、もう一点ちよつと問題意識を披露させていただきます。私が思ひますけれども、それは、(3)のところに書いてありますが、「新興国や中東など金持ち地域におけるインフラ商談は」、「発電、高速鉄道、水、原子力、再生エネルギー等ですけれども、国や政府機関がプラントや設備を直接購入するケースが激減している。代わつて、「事業権入札」を実施しプロジェクトの建設、資金調達、運営を民間企業に任せる」、いわゆるPPPが増加している。

そして、四番目の下段の方に下線を引いてありますけれども、「インフラ商談における潮流が「輸出から事業投資」に移りつつある今、事業としてのプロジェクトの仕組み、プロジェクトを資金面から支えるプロジェクト・ファイナンスの仕組みを理解することは、インフラ海外展開推進の実務者にとつて必須条件である。」

こういう問題意識を持って、プロジェクトの仕組み、そして特に事業権入札、事業型のインフラプロジェクトのキーはファイナンスだ、このことを、先ほど言いました現地のトップセールスを行う大使及びそれを支える経済班、後にインフラ担当官となるわけですけれども、同時に外務省の経済局の皆さんにこの辺を理解してもらおうと思つて、これをつくつたわけでありまして。

私自身が大変評価しているのは、昨年のJBI C法の改正、施行令の改正によって、今申し上げました、プロジェクトというのは大概が、今言つた事業権の場合は、事業型プロジェクトの場合は、ファイナンス手法というのがプロジェクトファイナンスという手法になります。これは、借り手の信用力とか、または借り手の親会社の信用力を当てにしてお金を貸すのではなくて、プロジェクトが生み出すキャッシュ、そのキャッシュフローを返済原資として貸し付けるという仕組み

がプロジェクトファイナンスであります。そういう意味で、今言いましたように、昨年のJBIIC法の改正、そして施行令の改正によって、JBIICが今まで以上にそのプロジェクトにかかわるリスクマネーを供給できるようになったことについては、私自身、大変評価しています。

きょうは、それに加えて、新たな資金調達の仕組みというものを紹介、提案をしたいというふうな思っているんです。

まずお聞きしたいことは、今、私自身、評価していると言いましたけれども、JBIICが新たにプロジェクトに対するリスクマネーを提供できるようになった、これを含めて、JBIICがプロジェクト、事業型プロジェクトに対して提供できるメニューというものは一体どういうものがあるのか、それについてお答えいただきたいと思います。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○内藤参事 答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました事業型プロジェクト、日本企業が海外事業投資を行うそういった事業型プロジェクトに対して、私ども国際協力銀行は、金融メニューといたしましては、投資金融というものを供与させていただいております。

日本企業によるそうした海外における投資事業を後押しするために、まず、プロジェクト実施所在国等における方々との対話というものも活用いたしまして、初期段階から日本企業が参画するプロジェクトの案件形成支援というものが積極的に取り組んでいるところでございます。

また、御指摘いただきました、インフラ事業向け融資手法の典型でございますプロジェクトファイナンスでございますけれども、当行の投資金融によるプロジェクトファイナンスというものの実績でございますが、過去五年間で三十件を超えまして、総額で約一・八兆円供与させていただいております。

具体的事例といたしましては、例えば電力分野

ですとインドネシアの地熱発電プロジェクト、あるいは鉄道分野ではイギリスの都市間高速鉄道プロジェクトといった例がございます。

当行は、先ほど御指摘いただきました昨年五月の国際協力銀行法改正、これによりましてプロジェクトボンドの取得という新たな機能も頂戴したわけでございまして、引き続きそういった機能も活用しながら、日本企業の海外事業型プロジェクトを積極的に支援してまいる所存でございます。

○吉良委員 ありがとうございます。

JBIICが投資金融を通して積極的にそういうリスクマネーを提供するようになって、今お聞きしても、五年間三十件、一・八兆円、しかも、電力、鉄道等に提供しているということは非常に評価できるというふうに思っています。

先ほど申しました新たに紹介したい仕組みというのは、後段で答弁いただきましたプロジェクトボンドの取得というところなんです。これについて少し、財務省、金融庁の方は御存じかしれませんけれども、きょう改めてここで紹介をさせていただきますことがございます。

それは、米国の証券市場、その証券市場で発行できるルール百四十四Aというボンド市場がございまして、そこにおける、プロジェクト実施者からすれば社債の発行、そしてリスクマネーの提供者からするとボンドの引き受けというマーケットがあつて、これを今後日本のインフラ海外展開に活用できないか、そしてJBIICの新しくできるようなったプロジェクトのボンド引き受けという形で拡充できないか、こういう問題意識で、きょうこの財務金融委員会を取り上げさせてもらおうと思っています。

麻生副総理にお聞きしたいんですが、この質問通告をする前に、この米国証券市場のルール百四十四Aという仕組みは御存じだったでしょうか。○麻生国務大臣 これは御存じのように、セキユリティーズ・アンド・エクスチェンジ・コミッティー、通称SECと称するんですけれども、こ

れで、いわゆる米国の証券取引法上の中でいろいろルールがあるんですけれども、詳しく知っているわけじゃないですけれども、これはたしか一定規模以上のキャパが必要なんですけれども、一定規模以上の、プロの投資家ですな、いわゆる一般的な話じゃなくて、プロの投資家の投資ということをやする場合においては、別にそういうプロの登録してある人たちは、証券をあらかじめ当局に登録しないでおいても、少なくとも勧誘やら販売をやれる、可能にするという制度のことを、百四十四Aの対象だとかいう言葉をよく使いますので、それでよく使われる言葉だという程度のことには承知しております。

○吉良委員 ありがとうございます。

実は、お答えいただいたんですけれども、資料二の方にもちよつと用意させていただいてまして、今、総理が御指摘いただいたように、本来、米国の証券市場というのは非常に開示義務のハードルが高い、これでもかこれでもかというぐらいに開示義務を課することによって、一般の投資家が、これだけ情報公開している中で、投資する側がきちつとリスク判断して社債を購入してくださ いねというのが基本原則なんですけれども。

その例外として、今、総理おっしゃったように、一定の規模を持った、一定の要件を備えた機関投資家、専門的にはクオリファイド・インステイテューショナル・バイヤーズ、QIBといいますが、これでもかこれでもかというぐらいはプロですね、開示内容がさつき言った一般よりも低かつたとしても、プロだからきちつとリスク分析できる、しかも、一定の規模を持っているというところで信頼ができるということで、今言ったクオリファイド・インステイテューショナル・バイヤーズを対象にして、開示義務をぐつとハードルを下げた上で社債発行ができる、これがルール百四十四Aであります。

これによって、非常に大きなメリットが出てきます。それは、米国市場以外でも、米国以外のマーケット、米国以外のプロジェクト推進会社が

発行した社債を米国市場で売りさばける、こういうメリットがあるわけなんです。

ちよつと、次の資料三を見ていただきたいと思います。これは各国におけるルール百四十四A債の発行例ということで、これはほんの一部ではありますが、日本でも、三井物産、住友銀行、損保ジャパン、三井物産の場合は、さつき言ったプロジェクトファイナンスの一部でありまして、住友銀行あたりは、調達目的で書いてありますように、自己資本の充実。それから、米国で幾つか例がありますけれども、やはりプロジェクトに対する資金調達としての社債発行、引き受けというものがござらんただけかと思ひます。

実は、このルール百四十四A市場というものがどれだけ莫大なものに、市場が大きいかということとを、資料としては載せていないんですが、口頭で申し上げると、一九九〇年から二〇一〇年、ちよつと数字は古いんですけども、この二十一年間でどれだけの調達がなされているか、ちよつと一例を申し上げますと、オーストラリア、二千三百五十八億ドル、約二十六兆円。カナダ、千二百九億ドル、約十三兆円。ケイマンアイランドは、御承知のとおりタックスヘイブンの地ですけれども、ケイマンが千八百九十四億ドル、二十一兆円。フランスは千四百三十五億ドル、十六兆円。オランダが千二百五十四億ドル、十四兆円。先ほど鉄道プロジェクトの紹介がありましたけれども、イギリスでは四千三百三十六億ドル、四十六兆円です。

米国以外の七十六カ国の合計が二兆六百五十七億ドル、二百三十一兆円。そして、本拠地米国は、何と三兆三千七百六十六億ドル、日本円で三百七十七兆円。二〇一〇年以降も拡大していますから、これだけの巨大なマーケットになりつつあるわけです。

ちなみに、日本は、先ほど言った九〇年から二〇一〇年まででは、十六社が二十二案件で発行して百九十一億ドル、ざつと二・一兆円。ドイツが

二百四十二億ドル、二・七兆円。こういう状況であります。日本は大幅にこの市場の利用がおくれているということが御理解いただけるかと思つています。

実は、かく言う私めが、この市場で、プロジェクトのボンドを発行して、売りさばいて調達した経験がございます。

資料の四をごらんいただきましたんですが、これは本当はもつと複雑なスキーム図なんですけれども、非常に簡略化したプロジェクトで、メキシコのモンテレーという土地がありますけれども、そこで天然ガスだきの四百八十四メガワットのコンバインドサイクルの複合発電所を建設するとき、スイスの大手重電メーカーABBというところと組みまして、当時私がおりました日商岩井という会社とABBとで五〇％ずつ出資してプロジェクトの遂行会社、SPCを、実はケイマンアイランドにつくりました、サイトはメキシコのモンテレーでありますけれども、その右側に、

「クオリファイドインベスターズ」と書いてあるところに、百四十四Aボンド、USにして二百三十五ミリオンというのを書かせてもらつていますが、これを発行しました。そして、一日でこの二百三十五ミリオンを調達できた、こういう経験を持つてゐるんですね。

もちろん、一日で調達するにはレベテイングの取得が必要であります。ですから、私も、ABBだとか、当時、ファイナンスアドバイザーをやつていた会社と一緒にS&Pとムーディーズに行つてこのプロジェクトのプレゼンテーションをやつて、そこでレベテイングを取得し、そのレベテイングをもとに、今言いましたように、社債を発行して、即日販売をした、こういうことなんです。

ですから、先ほど言いましたように、アメリカ国内はもちろんですけども、メキシコという土地でもできる、三井物産がやったようにインドネシアというプロジェクトでもできる。先ほどJBICがリスクマネーを提供できるようになつたこ

とを大変私は評価していることを申し上げました。これはこれで大変いいことですが、も、とかく、プロジェクトに協力することですけれども、何となく、自分が融資をしたりしてリスクもとつてあげることが貢献のように感じられるんですけども、一番いいのは、リスクは他人にとつてもらつて、他人のふんどしでお金を集めてやるというのが一番いいんですよ。だから、そういう意味で、このルール百四十四A市場を使わない手はないということでは紹介させてもらおうというふうに思つてゐるんです。

もう一件、資料を見ていただきましたけれども、次の資料五、これは同じくメキシコで、ロザリオというところで、もう少し大きな複合発電を、同じくスイスのABBと組んで、全く同じ仕組みで資金調達をしようと思つていたんです。

ところが、次のページ、資料六を見ていただきたいんですが、これは米国のキルパトリック・タウゼント弁護士事務所というところの実績表というところを出しているんですが、上の段は「二百三十五ミリオンルール百四十四Aファイナンス」と書いて、下の方のところに、ABBエナジーベンチャーと日商岩井というふうに書いています。これは私なんかやった案件なんですけれども、これは百四十四Aで調達できた。その下を見ていただきたいんですが、今度は「三百三十五ミリオンファイナンス」フォーア五百四十一メガワットパワープラント」と書いていますが、これがさっき言った二例目のプロジェクトです。

ところが、これは、下を見ていただきたいんですが、下の方に下線を引いていますが、三百三十五ミリオンファイナンスで、「インクルーディングエクスポートクレジットエージェンシー」となつてゐるんです。これは、JBICと同じ制度金融、実は、これはERGというスイスの制度金融を使いました。実は、ルール百四十四Aをこのプロジェクトでは使えなかつたんです。

副総理に聞いていいかな。なぜだか想像がつきますでしょうか。わかりました。

実は、わずかに三ヶ月の間にロシアの金融危機が起つたんです、一九九八年に。金融危機前は、今言つたように一発で調達できたんだけど、金融危機があると、当然、そういうリスクマネーを引き受けようとする投資家たちが引いてしまふわけですよ。それで、この仕組みでは実は調達できなくなりました。それで、急遽、主要な機器がスイスから出てきますので、ABBという重電メーカーから出てくるので、その国、スイスの制度金融であるERG、これを使って実はファイナンスを完了したわけなんです。

ですから、一方では、リスクはできるだけ他人にとつてもらおうという意味で、この市場というのは非常に使い勝手がいい。だけれども、一方で、世界的な金融混乱によつて成立しない場合もあるということなんです。

ですから、私自身が思うには、一方では、そういう世界的な金融混乱が起こらないときにはできる限りのルール百四十四Aを利用する。だけれども、何かあつたときは、ボンドを引き受けることができるようになったJBICがこのボンドを引き受けることによつて、例えば一億ドルなら一億ドルのうちの半分の五千万ドルをJBICが引き受けるということによつて、残りのポジションについてはほか引き受けやすくなるというような環境をつくる、または、JBICの本来業務である投資金融含めて、JBICの制度金融としてのファイナンスを提供する、こういう仕組みを持つていけば非常に万全だというふうに思つております。

そういう意味で、私がきょう紹介し、かつ提案をしたいことが、このルール百四十四Aというものを、政府としてもインフラ海外展開においてできるだけ利用できるような環境を整えていくことが一点。そして、JBICのボンド引き受けで、JBICが直接はできないかもしれませんが、米國に何らかの投資エンティティーをつくるのか、

ツーステップローンみたいな形にするのか、いろいろな手法があると思ひますけれども、ただ、ボンド引き受けができるようになったJBICがこのルール百四十四Aに基づいて社債の引き受けを行う、こういうことを検討してもらいたい、こういう思いできょう質問に立たせていただいている。いかがでしょうか、大臣。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○麻生国務大臣 基本的に問題ないですよ。何か問題が起きるだろうと期待して言っているのもしらぬけれども。別に問題ありませんよ、基本的には。こういうのができてゐるつて。

御存じのように、日本企業によるインフラの設備輸出というのは、吉良先生のおっしゃるように、昔から言つていたんですけれども、なかなかそういうたような意識が日本の国内でまずないんですよ。もう議員なんかほとんどありませんね。だから、この言つてゐる意味をわかつてゐる人は余りいないと思ひますよ。これは本当になかなかおもしろい話だと思つて、結構、海外にいた人ならわかつてゐる話で、この種の仕事にかかわつた経験がありますので意味がわかるんですけども。これは別に普通の話で、特にそんな特殊な話でもありませんし、国家がかんではいるような大きなプロジェクト輸出、例えば超超臨界とか、そういうたどでかい話だと大体この種の話は皆かんではゐると思ひますので、別に、特にあれなんですけれども。

我々が、従来の間接金融というんですか、そういったような融資というだけではなくて、いわゆる直接金融と言われる、プロジェクトボンドなどもそうだと思いますが、そういったものを利用する、活用するというのは極めて高まつてきてゐるんだ、私どもはそう思つております。

その理由は幾つかありますけれども、日本が持つてゐる資金力もありますし、かつて加えて技術力というものが。例えば超超臨界の石炭なんというの、御存じのように石炭というのは石油の何十倍も埋蔵量がありますので、そういったような

ものを、少なくとも今の段階では使えないんです
が、超超臨界にあの技術を使うと、安くて、間違
いなく、いろいろな意味で、公害等々のものはき
ちんと対応ができる。オバマのときは反対でした
けれども、トランプになってから賛成に変わって
きていますので。

そういったものでは、少なくとも、資金調達手
段というものの多様化というのはこれは当然のこと
として、それに対する必要性に対応していくとい
うことが大切なので、あのJBIIC法というもの
のを改正させていただきました背景もそうなん
ですけれども、JBIICがプロジェクトボンドとい
うものを取得することを可能ということにした背
景がそれです。

したがって、今後、日本企業が参加するインフ
ラプロジェクトボンドというものの多様なニー
ズというものに、こういったようなものがあるん
だということをもっと少し多くの方が理解をして
いただいて、こういったようなものに、JBIIC
にあるものに相乗りしていこうというように、金
が余って貸出先が全然わかっていないような地域
銀行なんていうのは大いに乗ったかどうかです
かと一回言ったことがありますがけれども、そう
いったような話を含めて、いろいろな形のものが
これから出てきてもおかしくはない。

私も、日本の場合も、銀行は金が残って金
を貸す能力がないというんだつたらこういうのを
やるなり、また、融資先が国内に主にないないとい
うのであつたらこういうのにやるなり、いろいろな
形で、融資をするノウハウを持っているJBIIC
の才能なり知識なり、商社の持っているいろいろな
ノウハウは、大いに利用してしかるべきだと思
っております。

○吉良委員 ありがとうございます。

全く問題ないということでありましたので、今
大臣から御指摘がありましたように、ぜひ多くの
人に知らしめていただきたいというふうに思っ
ています。

というのも、私がこれを取り上げている、ま

た、さっき言った二十ページ物の教科書のような
ものをつくった原点は、今は頓挫しているかなくな
ったか、大臣も、先日、ジャパン・ハウスの
オープンで式に行かれましたブラジルで、高速鉄
道プロジェクトがあつたんですね、当時、新幹線
プロジェクトが。国交省と私とで現地に乗り込
んだんですけれども、国交省さんには申しわけな
いけれども、国交省さんが当時しきりに言っ
ていたのは、ブラジル政府に対して、新幹線とい
うのがどれだけ事故がなく、そしてパンクチュアル
ですばらしいものかというのを一生懸命ブラジルの
大臣に売り込んでいたんですよ。だけれども、
当時、ブラジルがやろうとしていたのは、ブラジ
ル政府が日本の機器、システムを買うのではなく
て、事業権の入札を行おうとしていたんですよ。
ですから、売り込む相手は、政府ではなくて、最
終的に、機器、システムを買ってくれる事業権を
取得した相手なんです。

だから、そういう意味で、当時、インフラパッ
ケージということ、やるぞと言って、政府みん
なで行けとやったはいけれども、現地が、単純
な輸出と、その事業をやる、その事業を支援す
る、この区別も全くついていなかったということ
なんです。

ですから、私自身は、特に今後、事業型のイン
フラというものが非常にふえてくる、そこに対
して、政府として全力を挙げて支援をしていく、そ
の際のキーになるのがファイナンスの組成だ。そ
ういう意味で、きょうもルール百四十四Aを紹
介させてもらっているところでありまして、ぜひ知
らしていただいて、JBIICの活用ともあわせ
て、インフラ輸出をもっと前に進めていた
だきたいというふうに思っています。

時間が大分押してしまいましたので、次の件に
ついては頭出しだけになろうかと思えます。

実は、外務委員会の方で、日印原子力協定、日
本、インドの原子力協定が委員会が審議をされ始
めます。先日は本会議で始まりましたけれども、
あしたから日印の原子力協定の審議が始まるん

す。

私自身は、実は、この原子力協定だけを切り出
したときには、極めて不十分な協定だというふう
に思っています。核実験をした際に即座にやめる
ということが盛り込まれていなかった。ただ、
これについては、交渉というのは相手から一〇〇
%とれるものではありませんから、どちらがより
強いのか、よりどちらがこの協定を結びたいのか
ということによって、弱い方が譲る部分が多くな
る、これはもう交渉の常でありますから、私自身
はそれを了解しています。

でも、協定の本身は多少満足いくものではない
けれども、それでも日本がやりたいという理由は
何なのか。それは、一に、ペルシヤ湾からインド
洋、そして南シナ海、東シナ海に至るシーレー
ンの防衛というもの。それと、これから中国を抜
いて人口世界ナンバーワンになるであろうインドの
経済発展をやはり取り込んでいくということ。そ
して、外務省からはなかなか言いづらいことでは
ありますけれども、対中牽制ですよ、中国がし
きりにインド洋への進出を狙っている。

そういう中であつて、今、パキスタンが中国の
影響がかなり強くなっている。そして、スリラン
カ、ミャンマーももともと中国の影響力が強い
し、今、強化されようとしている。この上、イン
ドまで仮に中国の影響下に置かれるようなことに
なれば、インド洋に突き出た地政学的な位置づけ
からして、我が国のシーレーン防衛というのは極
めて脆弱になってしまふ。こういう対中牽制とい
うものがあるかというふうに思っています。

そういう戦略的な意義に加えて、なぜ原子力協
定を結ぶのかということは、実は、インドの要請
に答えて、インドが必要としている原子力発電の
機器、技術を提供したい、これが背景にあるから
なんだと思えます。

そして、もつとその背景にあるのは、米国が既
にインドとの間で原子力協定を結んでいる。米国
は、今、交渉中の案件がある。今問題のウェスチ
ングハウスあたりが中心になっています。けれど

も、米国は、実は自分単独ではもう原子力発電所
をつくることができない、日本の機器、技術が要
る、これが実態であります。

それと同時に、事実上、インドをNPTに組み
込んでいく、それを日本と米国でやっていかな
ければいけない。でも、その見返りとしては、イン
ドの将来的な電力需要を見据えた上で、今言った
原子力の建設協力をしなければいけない。ある意
味では、日印原子力協定というのは、日米同盟の
延長にあると言っても過言ではないと思ってい
るんです。

ところが、私が心配しているのは、今回の東芝
の問題、その原因となったウェスチングハウスの
問題、それから三菱重工が組んでいたアレバ、そ
のアレバもフィンランド等で大損失をこうむっ
て、フランスの中でも、アレバがある意味では窮
地に陥っている、こういうような状況がありま
す。

この状態が続いていくと、実は、世界の中で原
子力発電所を建設できるのが、ロシアのロスアト
ムと、それから中国の、一、三社あるんですか
ね、韓国もありますが、韓国の場合は資金供給と
いう意味でかなり限界がある。となつてくると、
日本、米国、フランスがある意味ではスクラムを
組まなければ、世界じゅうの原発需要というもの
はロシアと中国に席巻されてしまうことになる、
こういう問題が出てくるというふうに思ってい
るんです。

そういう意味でも、日本の福島事故に配慮し
て、日本としても慎重にやらなきゃいけないこと
はもちろんですけれども、世界全体の、今言った
リスク等を考えたときには、やはりやらざるを得
ない。

そのときに問題になるのが、実は、実際、プ
ラント一式を建設できる会社が、今言った、もはや
もういなくなっているんですね、日米も、フラン
スも問題を抱えている。そして、何よりも問題な
のは、資金供給の面で、原発はもとも四、五千
億かかるのが、今、事故以来さらに高騰してい

る。その資金供給というものが非常に問題になっているということであります。

もう時間がなくなってきたんですが、私が申し上げたかったのは、やはりJBIICの対インドに対する資金供給についても、機器の八五%を金融するだけではなくて、原子力発電所については現地工事のボーシヨンが非常に大きいので、そこも何とか手当てできるような方策を考えなければいけないのではないかと。その際にネックになるのがOEC Dガイドライン、制度金融同士の縛っている。けれども、私は以前からずっと指摘しているんですが、中国がこれだけ世界じゅうで好き放題やり、かつA I I Bというものでつくつてやっている、これに対抗するのに、先進国が全部牽制し合つていたら、とてもじゃないけれども、今言った莫大な資金需要に対応できない。

そういう意味で、まず大臣にお願いしたいのは、OEC Dのガイドラインを見直そうという提起をしていただきたいというのが一点。それから、ADBを初め、まあADBでいいです、ADBについても原発への資金供与も検討できないかということ提起していただきたい、それが一点。そして、それらを含めて、JBIICの、今言った対インド・マーケットにおける、特に原子力マーケットにおける機能の拡充を検討していただけないか。

きょうは頭出しだけになりますけれども、その点の問題意識、提案をさせていただいて、一言あればお願いします。

○麻生国務大臣 基本的には、今言われましたように、フランスのアレバ、アメリカのウエスチングハウス、ゼネラル・エレクトリック、それに対して、日本は日立、三菱、東芝、この六つです、できるのは、まともな原子力発電所というのは。あとの危なっかしいのは別です。きちんとしたものができ上がるという能力というものが認められているのは、世界的にはこの六つだけ。その六つとも、いずれも日本の三つの会社と組んでいますから、だから、そういった意味では、今言った

意味は非常に大きいんだと思っております。それが一点。

もう一点は、巨大な金がかかりますので、その巨大な金をファイナンスできる力を持つているのはアメリカと日本、これもこれまたはつきりしておりますので、そういった意味で、これをうまく使うことを考えないといかぬということなんだと思います。

少なくとも、今日日本で、目下のところ、国内で金を借りたいという需要の絶対量が不足してゐる割には、傍ら、金融機関の金は余っていますので、だから金利が零%しかつかないという話になつておるわけですから、少なくとも、そういった金を借りてくれる海外のプロジェクトというものがあつたのであれば、それに金が出ていけるようなものにしてやる。JBIICがそれをやる、例えばADBがそれをやる、いろいろなことをやれるのに対して、協調融資ができるような形にしておいてやる、いろいろな形のを考えて、それを仲介してやる。うちは百のうち八十をやるけれども、残り二十は民間がとか、逆でもいいですよ、うちが五十やるから残り五十は民間でとか。

例えばPPPで、インドが一番、最近やった成功した例ですけれども、少なくとも、タージ・マハルまで昔は一日、一泊しないともも行けなかつたものが、今は車で往復できるようになつた。あの交通、あれは全て、全部、プライベート、パブリック、プラントで、三つ、スリーPで、結果的に民間資金だけで完全にやつていますから、それでみんなもうかつております、基本的には。だから、そういった意味では、インドにとつては非常に大きな観光資源にもなりまして、また、つくつた会社はもう非常にインカムが大きかつたし。

いろいろな意味で、PPPというものの使い方というのは、きちんとしたガイドラインというものをやつておきさえすれば、それはJBIICやら何やら、今後とも物をやつていくに当たつてクオリティーの高いインフラストラクチャーというも

のが求められているのに対して、安物を出して、インシャルコストだけ安いからといって、後は何だか使えないというものを売つてゐる国に対して、うちは違います、そのかわりちゃんときちんとやります、かつファイナンスもつきますというのが大きいというのは、日本側の持つてゐるこれからの強みだと思つていますので、ここを十分に踏まえて対応していかなきゃいかぬところだと思つております。

○吉良委員 済みません。超過して恐縮でした。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本徹委員 日本共産党の宮本徹です。まず、毎年取り上げてきました保育園の待機児童対策にかかつて質問いたします。

昨年は、この場で、保育士の子供が待機児童になつて職場に復帰できないという悲鳴を取り上げさせていただきました。保育士の子供の優先入所を全国の自治体で取り組んでほしいということをやつたわけですが、昨年の段階で、四割の自治体が保育士の子供の優先入所のルールをつくつたと伺いました。

しかし、中でも少くない自治体が、自分の自治体の保育園に勤めている保育士についてはその子供を優先入所の対象にするけれども、自分の自治体に勤めていない保育士さんの場合は優先入所の対象にしてないという自治体がかなりあるわけですよ。首都圏もそうですけれども、都市部では、保育士さんが子育てしている自治体と勤めている保育園がある自治体というのが違うことが往々にしてあるわけですよ。ですから、これだけだと、やはり保育士の子供の優先入所というのは極めて不十分な状況だといふふうに思います。

きょうは厚労省に来ていただきまして、きょうも、勤めている保育園が、自治体が違う場合であっても、保育士さんの子供は優先入所の対象にするように、全国の自治体に指導を徹底するようにしていただきたいと思います、いかがでしょう。

うか。

○堀内大臣政務官 ただいまお尋ねいただきました、保育士が居住している自治体と、そして保育士の方が働いている保育園の所在する自治体が異なる場合についても、昨年三月に発表した緊急対策で、市区町村の圏域を超えて就職する保育士等がいることにも配慮するよう各自自治体をお願いしているところでございます。

これを受けて、昨年十月時点において、保育士の子供の優先入園の実施に当たつて、市区町村の圏域を超えた利用調整を行つてゐる市区町村のうち、約四割で、居住している保育士がその市区町村内の保育園で勤務しているかどうかにかかわらず、保育士の子供の優先入園を認めているという結果がございました。

市区町村の圏域を超えた利用調整については、保護者が居住する市区町村と保育園が所在する市区町村の間で、例えば協定を結ぶなど連携して対応する必要があるよう、引き続き各自自治体を指導し、横展開を進めてまいりたいと存じます。

○宮本(徹)委員 徹底してやつていただかないと、ことしの春も職場に復帰できないという保育士さんのこともメディアでも大きく報じられるところですので、よろしく願ひしたいと思ひます。

それから、あと、待機児童対策にかかつてもう一点。これは二年前に、国有地の無償貸し付けの問題について麻生大臣と議論させていただきました。福祉施設については国有地の無償貸し付けができるという規定が法律上あるじゃないかというところを議論しました。

その際も紹介しましたけれども、都市部では、土地代が高いから保育園をつくるのも大変だ、できたとしても、園庭のない保育園が急増しているわけですよ。子供の成長を保障するという点でも問題ではないかということ指摘させていたいただきました。

その後、介護保険の施設については貸付料の減

額制度ができましたが、保育園についてはできておりません。

今年度予算への東京都の国への提案要求の中でも、こういう指摘があります。「国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。」「国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。」東京都からも改めて要望が出ております。

せめて、介護保険施設並みに、保育園をつくる場合も、国有地の貸付料の減額制度を設けるべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 社会福祉の分野につきましては、もう御存じのように、これまで、保育所、介護施設等いろいろな用地として、国有地を売却するとか、また定期借地として貸し付けるということは積極的に行ってきたところであります。

そのような中で、介護施設については国有地が十分には活用されておりました。これは、保育所に比べたらはるかに少なかったと記憶しますけれども、平成二十七年十一月の一億総活躍国民会議で取りまとめられた緊急対策を踏まえて、これは必要なものとして、政策的に、地域とか期間とか、対象施設において事業者の負担軽減策というのを低減させていただいたんですが、定員一人当たりの建設単価が、いわゆる広い用地を要するということになりますので、高かったんですけれども、そういった意味では、介護施設というものが高く、特に都市部においては、地価が高いので初期投資が高いということになっております。

一方、保育所につきましては、これは既に介護施設の二倍ぐらい件数が、国有地の提供の実績が上っておりますので、事業者の初期投資負担を勘案すると、賃貸料を減額するということはちよつと適当ではないんじゃないかと考えております。

いずれにせよ、今後とも、保育所として、必要な社会福祉施設整備に国有地というものが利用される、活用されるということは非常に大事なところなので、こういったものの情報提供などは引き続きしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○宮本徹委員 介護保険施設でできて、なぜ保育園でできないのかというのには全くわからないです。

二年前も紹介させていただきましたけれども、保育園を運営している社会福祉法人なんというのは本当に財力が小さいわけですよ。ですから、国有地などは、大体、都内でも、自治体が借りて、そして自治体がかかりの部分を負って、さらに安い価格でその国有地を社会福祉法人に貸し付ける、大半を自治体がつけているというのがあるわけですね。そうすると、自治体の負担もどんどん膨れ上がっていくということにもなるわけですよ。

ですから、今、パーパーを読まれて答弁されたわけですが、厚労省は、六月に待機児童対策をまとめられることになっていると思いますけれども、そこに向けて、国有地のさらなる活用をどうすればいいのかということも含めて、やはり待機児童解消のためにできることは何でもやるという姿勢でぜひ検討していただきたいというふうに思います。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

次のテーマに移りますので、厚労省は退席していただいて結構でございます。

次は、商工中金の不正融資の問題についてお伺いします。

商工中金で、危機対応融資にかかわって大規模な不正が行われておりました。第三者委員会の報告で、わかっただけでも三十五の支店で不正がありました。危機対応融資の要件を満たすよう書類を改ざんするなどの不正が横行しておりました。しかも、一旦、内部監査で一部の不正を把握しながら、組織的にもみ消すということもやられたと

いうのが第三者委員会の報告の中でも記されておりました。

初めに、大臣にお伺いしたいと思うんですが、なぜこうした大規模な不正融資が商工中金で起きたというふうにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 四月二十五日に商工中金の方から、危機対応業務に関する不正行為について、第三者委員会による調査結果を踏まえた報告というのが上がっております。

その報告によれば、不正行為の主な発生原因として二つほど挙げられています。危機対応業務の予算について、支店ごとに執行のいわゆる目安金額を設定して業績評価に組み込んだという点が一点と、本来、経済環境の大きな変化の影響というのを受けた事業者に対してのみ活用されるべき危機対応業務について、制度の趣旨に沿った運用が徹底できなかったのではないかという点が指摘をされております。

今回のような不正行為が行われたことは大変遺憾なことなんですが、財務省としては、経産省としても、四月二十五日でしたが、商工中金にいただいた再発防止策というものの対応とか必要な継続調査というものをやってもいいかなと、こういつたようなことは、目的を決めているから、額を決めているからということになりかねぬということ、指示をいたしたところでもあります。

○宮本徹委員 どう再発防止を図っていくのかというのには非常に大事だと思うんですが、継続調査というお話がありましたけれども、再発防止の前提は、やはり徹底した調査と原因の究明でうみを出し切っていくというのが大事だと思います。

第三者委員会が調査したのは、危機対応業務で融資した案件のうち、一部なんです。全部は調査されておられません。商工中金の発表した対応策を見ますと、「調査未了の口座につき、外部の専門家も活用しながら継続調査を実施致します。」とあります。

ちよつとお伺いしたいんですが、これは全て第三者の目でチェックするというのでいいん

でしょうか。そして、いつごろまでに調査完了を目指されているんでしょうか。経産省、お願いします。

○吾郷政府参考人 お答え申し上げます。

四月二十五日の調査報告によりますと、危機対応業務口座二十二・一万件のうち、二・八万件、二・六％の調査を行ったところということでございます。

私どももいたしましても、本質的な問題解決のためには、徹底的に問題を洗い出し、全容を解明することが不可欠であると考えておりまして、経産省といたしましては、商工中金に対しまして、調査未実施の危機対応貸し付け全体について、引き続き調査を継続することを指示しておるところでございます。

現時点におきましては、外部専門家を活用した具体的な調査方法や調査が完了する時期について確定的なことは申し上げることはできないのでございまして、商工中金に対して、早急な対応とその状況の報告を求めているところでございます。

○宮本徹委員 詳細は決まっていらないということですが、一外部の専門家も活用しながらと、この「も」と書くのが非常に気になるわけですね。大体、内部監査で不正が見つかっておきながら、もみ消すということをやっていたわけですから、やはり内部で調べるものがあつたらまずいと思ひます。

全て第三者の目でチェックすることが必要なんじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

○吾郷政府参考人 外部の専門家を活用して調査をするということで、今、その調査手法などを詰めてもらっているところでございます。

○宮本徹委員 全部第三者の目でやっていただきたいというふうに思ひます。

それから、第三者委員会の調査報告書を見ますと、商工中金は危機対応融資について、危機の度合いに関係なく予算の確保を目指していた、そし

て事業規模の達成を目指していた、そして、その達成のための数字を各営業店に機械的に割り振つて、その数字の達成が業績評価の指標とされたというふうになつてゐるわけです。先ほど麻生大臣からも紹介があつたとおりです。

お伺いしたいのは、そもそも、この危機対応融資について、業績評価の対象にするという枠組みになぜ入れていたんですか。これが不思議でしようがないんです。

○吾郷政府参考人 危機対応業務につきましては、業況が悪化して、民間金融機関から資金の調達困難で、資金繰りに支障を来している中小企業が低利で資金調達を行えるよう支援する仕組みでございます。

こうした制度の本旨及び重要性に鑑みまして、商工中金において、危機対応業務の実施状況についても業績評価の対象としていたものと承知しております。

○宮本(徹)委員 ですけども、業績評価だけで、その危機の度合いによつて、結局は資金繰りが苦しくなった企業の数が増減するわけじゃないですか。それに比べて、危機対応業務の融資というのは増減するわけじゃないですか。それを業績評価の対象にするというのは根本から間違つていたわけですけども、今の説明だと、なぜこれを評価の対象にしていたのかというのは全くわからないですね。なぜそういうふうになつていたのかというのを深く自己分析をしないとまずいのではないかなというふうに思います。

それから、第三者委員会の報告を見ますと、商工中金が公的な性格を持つ金融機関である一方、株式会社である以上、利益の最大化を求められる、ここに矛盾があると指摘しております。

ちょっと読み上げますと、こう書いてあるんですね。

株式会社として利益追求を要求されるところに、危機対応融資を行わせれば、本来これを利益追求の手段とするべきではないという制度趣旨があつたとしても、現場がこれを顧客にとつ

て有利な商品の一つとして営業することになること、また、支店や課への割当が、営業ノルマとして認識され得ることは、容易に想像ができることである。制度の導入時に、そのような状況が生じ得ることに想いが至らなかったとするならば、それは想像力の欠如とリスク認識の甘さとして批判されてもやむを得ない。

○麻生国務大臣 これは前々から宮本先生はそつちの御意見だったのはよく知つていますけれども、商工中金と政策投資銀行については、これは完全民営化の方針というのは堅持をさせていたにいてるんですが、民間金融機関において危機に對する対応というものが十分に確保されるという保証がつくまで、当分の間、危機対応業務の場合の義務的な貸し付けとか、いわゆる義務づけですな、政府が必要な株式を保有することにしたしております。

○麻生国務大臣 危機対応業務というのは、これはいわゆる経済環境の大きな変化とか、また大規模な自然災害等々、いろいろな対応をするために、指定金融機関になります商工中金というものが、いわゆる日本政策金融公庫等からの信用供与というのを受けて、中小企業に対する必要な資金というのを貸し付ける業務を行うことなんです。今御指摘の第三者委員会の調査結果においても指摘をされてゐるとおり、商工中金においては、危機対応業務の制度趣旨というものの意味がよくわかつていなかったか、もしくは徹底が十分でなかつたということなんじゃないかと思つてゐるんですが。

今回の事態を踏まえて、商工中金において、危機対応業務というものの制度運用につきましては、これはガバナンスを強化するということが必要なんだというふうに考へておりますけれども、今、完全民営化をするというのをやめるといふところまで考へてゐるわけではありません。

これが大変遺憾なところなんです、いずれにしても、この事案の問題解決のためには、これは時間をかけて、徹底的に問題を洗い出して、全容を解明するということが重要だと考へております。

今後とも、政策金融機関における民間の自発的な活動を最大限に引き出すというのが基本的な理念なので、危機対応業務というものの運用状況等々を踏まえつつ、さらに完全民営化に向けた対応というのを行つてまいりたいと考へております。

この点も含めまして、商工中金に対して、法令によつてさらなる措置を講ずることについて、これは早急に検討させたいと思つております。

○宮本(徹)委員 いや、ガバナンスの強化は当然必要なことだと思ひますけれども、起きたことの根本問題は何かということに、やはりメスを入れていかなきゃいけないんじゃないかと思ひます。

○宮本(徹)委員 この第三者委員会の報告にありますように、私は、一方で公的な危機対応業務を商工中金に求めながら、一方で利益追求するという、この民営化を進めていくところと、やはり大きな矛盾があるんじゃないかというふうに思ひます。

各紙の社説を見ても、こう書いてゐるわけですね。例えば朝日の社説、半官半民という曖昧な経営体制の帰結だ、政策遂行と営利追求をどう切り分けるか、政府は再検討すべきだ。あるいは産経新聞の社説は、完全民営化を逃れる理由に危機対応融資の維持が使われていた疑いは濃厚だといふふうにも書かれてゐるわけですね。政策金融を一方で担はせるといふことをしながら民営化を進めていくということが、やはり大きな矛盾の

す。商工中金自身は、中小企業の資金繰りを下支えする、ほかにはない大変大事な役割を果たしてゐるわけです。危機対応業務についても、ほかの民間金融機関は絶対手を挙げてゐないわけですね、全く手を挙げないから政投銀と商工中金が担ひ続けるということになつてゐるわけですから、政策金融が必要だという認識に立つならば、やはり民営化路線そのものを改めて、商工中金については中小企業のための政策金融機関に改めて位置づけ直すこと、この検討を求めて、次のテーマに移りたいというふうに思ひます。

中小企業庁は退席していただいて結構でございます。次は、天下りの問題、この間、いろいろ報じられておりますので、少し質問したいと思ひます。財務省、金融庁の天下りが連休中に報じられました。○九年から一六年に、財務局幹部九人が金融検査中の監督先の金融機関に再就職していたということ。手心を加えてもらつてゐると思はれても仕方がない、こういう指摘も出ておりました。

麻生大臣にお伺ひしたいんですが、この天下りによつて検査や監督がゆがめられるおそれというのはないでしょうか。

○麻生国務大臣 そうした報道があることは承知をいたしておりますけれども、財務局や、また財務省や金融庁の退職者が、再就職規制というもののつとつて適切に対応してきてゐる、私どもはそう考へております。

したがひまして、御質問の金融機関に対する検査とか監督というものは、金融庁及び財務省によつて、これは法令のつとつて厳正に行われておりますので、元職員の再就職によつて、これがゆがめられるということとはちよつと考へられないと思つております。

いづれにいたしましても、今後とも、引き続き金融庁及び財務局において、国民にいわゆる疑念を持たれないようにということは大変なところ

そうすると、論文全体が公式に発表されれば、これについては真偽のほどを確かめられる、この

また、申し上げるまでもなく、入札適合等の不正行為はあつてはならないことであり、国土交通省といたしまして、これらの排除を徹底すべ

や言葉には出さない。でも「それって何か写真とあるんですか」と言われたことがある。だから写真を見せてあげた。」そうしたら、「これは近畿財務局の局長にも見せておかないといかんことなんでしょう」と言っていた。「コピーしていいですか」って言うから、「いいよ、構へん」と答えたと言った。

籠池氏がどういう場でどういうふうにも御発言されるかは、それは籠池氏自身の御判断だろうと思われていますが、そういう籠池氏自身の御自分の発言について、私どもが「一々そういうことについてコメントする」ということは、私どもの国有財産行政とは関係がございませんので、私どもは、誰が相手

方の、取引相手が関係しようが、どういう方が役職についているかが、きちんと法令に基づいて、管理、処分をしているということでございます。

○宮本(徹)委員 ですから、きちんと対応してないであろうことを示唆する発言が出ているから私は伺っているわけですよ。また、これは音源が出てきたらどうします、このときの。そういう話ですよ。

これは、また委員長が指示すれば調べるわけですから。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたが、どういう関係者の方がどこでどういう発言されるかは御自由だろうと思いますが、そういう発言について、一々私どもが確認するということは差し控えていた、だいたいと思えます。

○宮本(徹)委員 いつ聞いてもそう答えるから、また、今回も委員長から指示が出れば確認するということではないわけですね。

○佐川政府参考人 委員会の運営とか、委員長の御発言とか、そういうことにつきましては、私がお答えする立場にはございません。

○宮本(徹)委員 委員長、前回に続いてですが、この間、九・四ペーパー、そして音源については委員長の指示で確認していただいているわけですが、また新たな証言も出てきておりますので、この籠池氏のインタビューにある近畿財務局の職員がどういふ対応をとったのか、この真偽についても、しっかりと調査をすることを指示していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○御法川委員長 後ほど、理事会で協議をいたします。

○宮本(徹)委員 よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、あと、前回、私が質問した件にかかわってお伺いしたいというふうに思います。

きょう、正式なペーパーとして、音声記録について田村室長に確認された内容が出されましたが、あの三月十五日の面談には、田村室長以外に

も財務省の職員の方が出席されていたと思えますが、あの面談の音声記録については何人の職員の方に確認されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

報道されました音声データにつきましては、御法川委員長の方から、当日のやりとりを記録したもので、担当の国有財産審理室長のほか、同席した二人の職員にも確認を行ってございます。

○宮本(徹)委員 田村室長以外の同席した二人の職員も、これについては三月十五日の面談の記録であるというふうに認識をされていたということでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えいたします。

いずれの職員も、音声はつきりせず、不明瞭な点が多いものの、当日のやりとりを記録したものとと思われるということでございますが、ただ、新たな地下埋設物につきましては、財務局より報告を受けて、現場で対応するものとの認識でございました。あるいは、面談では、これまでの経緯を踏まえて、趣旨がよくわからないことが多かったなどもありまして、相手方の発言の詳細については記憶に残っておりませんということが同席した者の発言でもございました。

○宮本(徹)委員 九月四日の打ち合わせ記録を渡されたかどうかと、先ほど民進党の宮崎さんからお話もありましたけれども、田村室長は記憶にないという理局長に話されたということですか。

音源を聞いても記憶がよみがえらないというのも額面どおりなかなかな受け取りがたいわけですが、田村室長以外、二人の職員の方に確認されたということですのでお伺いしたいと思えますが、室長以外の二人の職員の方は、九月四日の打ち合わせ記録について、籠池氏がその場で財務省側に渡して読み上げて説明した、このことについて、記憶はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えします。

今申しましたように、全体として先方のお話の趣旨はよくわからないことが多くて、詳細な記憶は残っていないということでもありますし、今委員御指摘の九月四日のメモにつきましても、兩人とも記憶に残っていないということでございます。

○宮本(徹)委員 それはちよつと信じがたいですね。財務省の職員の方が三人ですよ、三人みんなそろって、音源記録を聞いて、その場面を全く思い出せない。

だって、籠池氏自身は、主要な目的として来たのは、この九月四日の打ち合わせ記録を見せて、こんな土の埋め戻しを財務省が指示した、けしからぬじゃないかと。ごみの埋め戻しを指示してけしからぬ、ごみが出てきた、その交渉をやつてきたわけじゃないですか。こんなところに二百三十万円を毎月払っていられないと。その一番メインの打ち合わせ記録について、三人が三人とも記憶に残っていない。

佐川局長は、三人の職員の方に話を聞かれて、そのまま額面どおりに受け取られたんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

田村室長に確認してございますが、初対面だったこともありまして、これまでの経緯あるいは新たに発見された地下埋設物についてのお話をされたんですが、音源データを彼らが聞いたことによりまして、やはり相当一方向のお話をされておりますし、その趣旨のわからないことも大変多かったというところでございますので、そういう意味では、全体についてどういふことだったのかというのにはやはり記憶が薄いというところでございます。

それに、昨日も御答弁申し上げましたが、やはり重要な点は、近畿財務局から事前に報告を受けておりました、新たに発見された埋設物の対応でございまして、これにつきましては、貸し主としての国として何らかの対応をしなくちゃいけないので、そこについては、室長の方から、法令等に従って対応する、引き続き現地で大阪航空局と連

携して対応したということが大変重要な点であつたということが彼らの大きな記憶でございます。

○宮本(徹)委員 いや、九月四日の打ち合わせ記録について、理局長は過去の答弁で、これまで知らぬ存ぜぬというふうな言つてきたわけですよ。しかし、今や知らぬ存ぜぬということでは、音源記録が出てきて、通らなくなつてしまつた。そういうもので、今までの答弁とつじつまを合わせるために、記憶がないということをもみんな言わせているだけなんじゃないですか。

今までの佐川局長の答弁は虚偽答弁ということになつていくわけですよ。極めて問題ですよ。

時間になつちやいましたから、続きは、また次回やりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

私からも、財政及び金融に関する件、伺つていただきたいというふうに思います。

大臣、ゴールデンウィーク中に、六日だったと思うんですが、日中の財務対話が行われていると思ひます。それについて、まず、そこからお伺ひをしていきたいんです。

今回の財務対話、非常に特徴的なのは、まずは、二年ぶりに行われたということですよ、タイミングの件。そして、あした実は財務金融委員会に立つ予定になっておまして、日銀総裁に来ていただいて、そこでもお聞きしていきたいというふうな思つていらっしゃるんですけれども、両国の中央銀行総裁が一緒に出席したというのが非常に、今までにないお話だというふうに思ひます。

一方で、最初にお話ししたように、二年ぶりなわけ、そうした中で、ここどういふ話があったかというのは非常に重要だというふうに思ひます。特に、記事等を見ますと、通貨協定のお話もある、いろいろな臆測も含めて書かれてい

ず、財務対話についての子細をお伺いできますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは本来は昨年十月、日本で行ったことになっていたんですけれども、十月にドタキャンしてきましたから、それで、理由は何だと聞いたたら、首になったという話だったので、では、後任を出せという話をしたら、後任はまだ何もわかっていないのと。わかっていなくても、財務大臣になったんだから出せという話で、こっちは予約から何から全部してあるんだからキャンセル料はそっちで払えとかなんとかなって、大分言い合った記憶もありますけれども。例によって例のごとく、わけのわからぬ、ナシのつづてみたいになって。

バーデンバーデンでまた会いましたので、日中財務大臣をやるやうという話を、去年やったのもうなれたらうからやたらという話をしたら、そのときも、酢だコンニャクだ言って、全然わけのわからない返事だったんですが。

突如、四月の何日でしたか、バーデンバーデンが終わって、四月の末ぐらいになって、財務大臣対話をやるよときなり言ってきた、五月の連休の間はどうだという話をしてきたので、今度のアジア開発銀行の総会の最後の日に日中財務大臣というのを、二時間ぐらい設定させていただきまし

た。少なくとも、こういう話が聞きたいのかという話になりまして、向こう側の質問は、日本が九〇年代からのデフレから脱却していったまでのやり方、不良資産、銀行等々の倒産等々をやっておりますので、そういったものの構造改革の取り組みをどうやってやったのかというのを教えろという話だったので、その点を説明し、それから、日中の通貨スワップというものを初めてして、両国間の金融協力に対してさらにやった方がいんじゃないかというような話をさせていたいたので、深化させる、強化させるという意味においては、いろいろ再確認ができたんだと思っておりますので。

今後とも、双方の関心事項については、俺たちはこういうのが聞きたいとかいうのをお互いに一個ずつ出し合って、そちら側からもう一つ問題を出して、両方でその問題を研究するというような話をやっていくということはどうだと向こうから提案をしてきましたので、向こうから提案なんというのはめったにありませんから、へえと思つて、提案もできるのかと思つて、初めて、話を聞いたのが正直な実感です。

前のは少し変わってきたのかなという感じがしないでもありませんけれども、少なくとも、金融とか為替とかいうのは全然あれですけども、全体的な経済、長期経済政策についての関心は高い人かなという感じは正直な実感です。

○丸山委員 非常に具体的にお話しいただきましたありがとうございます。

外交の世界ですから、ドタキャンの理由も、裏も表もいろいろあると思いますし、海千山千の世界で、私なんか、若いですし、性格から、真つすぐにおかしいことはおかしいと言つてしまふところがありますので、そういった意味では、余り外交の部分では、まだまだ修行が足りないなというふうに感じるんですけども、麻生大臣でいらっしゃれば、もう海千山千の方でございますので、そこは向こうがのらりくらりやつてくるところはうまくかわしながら、しかし、我が国の国益を追求して下さつていきたいと思います。

そういった意味で、向こう側から提案してきた、提案してきたというの、通貨協定のお話を提案してきたということなんですか。提案をしてきたというところ、何を提案してきたかという部分をもう少し詳しく聞きたいんですけれども。

○麻生国務大臣 最後に、共同声明を出す直前になつてまた言つてきましたので、時間観念のない人たちのなかよく知りませんけれども、大体もう物事は決まつて、最後にいつて、事務方で全部詰めたのをいきなりばいとひっくり返して、これだめ、これという話になりましたので、日中共同声明をやめちゃうかと思つたんですけれども。

言つてきている話は、一応、前向きな話を提案していますので、ならというので、何をと言つたら、いや、何を聞くかまだわかつておらぬと言うから、だつたら、次のときまでにどういったことについて議論をしたいのかという、中国側が聞きたいこと、日本側が聞きたいことを一問ずつ出すという話を双方で確認したところまでの文章にしておりますので、何が出てくるかを、向こうが具体的な提案を提示したわけではありますん。

○丸山委員 具体的な話をお聞かせいただいてありがとうございます。

もう一つ気になるのは、中国が最近、いわゆるA I I B、アジアインフラ投資銀行の方を急激に推していますし、それを、日本だけじゃなくて各国に対して、中国のA I I Bに入つてくれよという話を言っています。

ただ、我が国は従来より、大臣も御答弁されているとおりで、思うんですけれども、A D Bの方を重視してしまつて、そういった意味で見解が大きく違うというものなんですけれども、このA I I Bについては、中国、何か言つてきていますでしょうか。そして、重ねてですけれども、大臣として、A D BとA I I Bの関係性についてのこれまでの言及と変わらぬのか、このA I I Bに関する考え方を含めまして、教えていただけますか。

○麻生国務大臣 今回の財務大臣対話においては、国際金融機関の中において、日中間においての議論はいろいろありましたけれども、A I I Bについて特段に議論があつたわけではありますん。

その上で、A I I Bについて申し上げさせていただければ、東アジア、東南アジア等々においては、膨大なインフラストラクチャーに対する需要があるのは事実であります。そういったものに対応できるだけの財政能力が世界銀行とかアジア銀にあるかといえ、それはなかなか、急激に膨らんできておりますので、そういったものに対する、

発展に対応するだけのインフラ需要を賄えるだけの資金があるかといえ、なかなかその点に関してはないというのが現実でありますので。

そこで、A I I Bがその金を出すと余剰があるのあれば、それはA D Bと一緒にやればいいのであつて、そういったようなことがきちんとやつてもらえればいいのであつて、A I I Bが独自でやるということを目指しておられるんですが、A I I Bというのは、これまで資金を融資するとか審査をするとかした経験はありません。

したがって、金は思いつきで貸されていると、我々としては、A D Bなり世銀なりとしてはちゃんと計画を立てて貸してあるところに、後からぼこつと金を貸し付けて、その金をちゃんと消化して返せるというふうなプランを立てて返せるようなきちんとした国であればそれはいいですけども、そうじゃない場合もありますので、そうじゃない国の場合は取りっぱぐれることになる。取りっぱぐれるのは、A I I Bだけが取りっぱぐれるのはこつちの知つたこつちやありませんけれども、一緒にまとめて、世銀もA D Bも、J I C Aを含めて、いろいろその国に対して貸し込んであるその他の分も突つ込みで、全部返せないうことになると思います。そういったようなことをされる方にとっては甚だ迷惑な話なので。

ちゃんと、そういったことがないようにしてもらうためには、借入国の債務というものの持続可能性とか環境に対する配慮とか、そういったものをきちんと配慮されていくことをしておいてもらわないと、理事会もどこで開かれていのかさっぱりわからぬし、そういったようなものはということ、日本とアメリカはこのA I I Bの設立に関して、我々としては、投資をしてその中の株主にはならなかつたということであり、その中で、きちんとしたものをつくつて、何年か経験を積んで、融資も実績というものを積んでいただいた上で我々としては検討すればよろしいのではないかと思っております。

○丸山委員 大臣の御発言、私も全く同じように思います。

変な貸し付けをすることの弊害というのは非常に大きいと思いますし、個人に例えるまでもないですけれども、個人でいっても、正常な金融機関であれば、きちんと審査をして、返せるのかどうか、そしてそれはきちんとどういうふうに使われるか、チェックすると思うんです。でも、そこに例えれば、闇金みたいとかというのはちよつと言ひ過ぎかもしれないが、しかし、どうも怪しげな、しかもこれは甘い水で誘うような形で、甘い言葉で、もつと金利を安くしますよとか、もつとこんな好待遇で貸しますよとか、ついついそつちに行つてしまふのが多分国でもあり、人でもそうだと思うんです。

でも、結果として、では、こつちが何かおかしいことがある、もしくは貸し付け自体がおかしなつてしまつたみたいな話になつたときに、困るのは、実は、借りた人や貸した方だけじゃなくて、こつちの方の、正常にやつている方も困るわけですね。

大臣、今お話しされたように、まず、一緒にやるということはまだ、特に今の段階は特にですけれども、慎重にぜひ考えていただきたいですし、大臣、しっかりと答えていただきたいので、ないとは思ふんですけれども、同時に、この影響についても非常に大きいので、まずしっかりとこのAIBBを、育てていくという変ですけれども、しっかりとチェックしていく、言うべきことは言つていく中で彼らがきちんと回るようにすることが、実は、おつしやつた世界金融のあり方にとつても非常に大事、リスク管理として大事ですので、ぜひしっかりとお願い申し上げます。

そういう意味で、中国はいろいろなところで、AIBBの話もそうですけれども、最近、先ほど少しお話をした通貨の協定についても、中国はすく手を広げています。記事等によると三十九国以上結んでいるということですが、さいますけれども、通貨協定も非常に各国にとつては魅力的な案

件であつたりもして、そういった意味で、うまいな。外交上、的確に攻めるところは攻めているのが今の中国のやり方で、我々としては緊張感も、同時に、必要があればきちんと手を結んでいくというこの切りかえも大事だと思うんです。

では、一方で、日本の方がおつていたんじゃないかなという中で、昨今、ASEANと通貨協定を結んでいくんだというふうな方針を進められる、スピードを上げられるというふうに変えられたと認識しているんですけれども、この辺の話の意図としてそのスケジュール感のお話も含めて、交渉を始めるということですが、この交渉を始めるその狙いについてお伺いをしたいんです。

○麻生国務大臣 新たに提案をしておりますのは、日本が持つております円という国際通貨がありますので、この円というものを二国間でスワップというものを、バイでスワップアグリメントをやる、BSAと称するものですけれども、これを創設したらどうかということを提案しております。ドルで引き出してまたやると手数料も取られますし、例えば円とルピアと直接ということができるといふ話をつけてやつておるんですけれども。

これは基本的に、一九九七年、八年、アジアで通貨危機が起きまして、タイ、韓国、インドネシア、これは、簡単に言えばリスクになつて、まあ破産した形になつたというので、猛烈な勢いでIMFやら何やらで、えらい勢いでやつたのと、結果的には、あれは日本が直接いろいろなものを手を出して、結果的に三国を助けた形になつておるんですけれども。

やはり、ドルに偏り過ぎていて、ドル依存が強い過ぎるということを低減していくことを考えないと、今のような状態で、ドルが高かつたり安かつたりいろいろするのに対して、ドルにくつついていてるために常に上がり下がりして、中国がいろいろ例ですけれども、そういったような形になると非常にぐあいの悪いことになるというのは、もうこの数年間いろいろはつきりしておりますので、だつ

たら日本と直接やつた方がどうという話で。そういった中では、世界経済の全体が不透明な中においては、日本というものの円を使つて金融のセーフティネットというものを強化したいというのではないかなというのが我々の提案であります。

これは意外と、国によつてはぜひという話もいろいろありますので、現時点ではこれを具体的な交渉を今すぐ始めていくわけではありせんけれども、この我々の提案に対しては極めて好意的な反応が出てきておりますので、今後、我々の提案に対して関心を示す国との間で直接我々としては交渉を開始させていただきたいと思つております。

○丸山委員 CMI、チェンマイ・イニシアチブの話まで入れていただいて、非常にわかりやすく御説明いただけたと思います。日本の立場も明確ですし、これは国際社会、その国々にとつても利益のあることだと思ひます。ただ、相手の国は選ばないといけない、どこかの国とは言ひませんけれども、お隣の国とか、若干やこしいことが過去あつたところもありますので、しっかりとこれは精査していただいて、国益を追求していくために邁進していただきたいというふうに思ひます。

ちよつと話をかえまして、きょうの朝もニュースであります、特にきのうのニュースで大きかつたのは、フランスの大統領選挙のお話であります。非常に各国注目して、どちらが勝つかという話でかなり盛り上がつておると思ひます。いろいろな影響が今後、欧州だけじゃなくて恐らく日本にも影響があるような動きが出てくるんだと思ひますけれども、マクロン氏が圧勝したというところで、マクロン氏、若いんですね、三十九歳というところで、それより若い三十三歳の私に言われたくないかと思ひますけれども、しかし、三十九歳で大統領というのはすごいな。私は三十三で、三十九で大統領も総理も何も無理だな、総理の器ですらないと思つておるんですけれども、とはいへ、自分の立場でできることをしっかりと積み

上げていくというのが私の信条でございますので、そんな、上を見たら切りがありませんから、それはほどこに話をしておきますけれども。

一方で、お聞きしたいのは、大臣の立場から見ても、総理もされております、一応、マクロン氏、閣僚経験は少ないということですが、経済関係の閣僚もされておるということでも、もしかしらお会いになつたこともあるのかな、ちよつとないかもしれないんですけれども、その辺も含めて、今回、非常に若い大統領が就任されましたけれども、副総理でもいらつしやいますので、ぜひこれに關しての所感をお伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今、この一年半の間に、先進七カ国の間で全部政権はひつくり返りました。今ひつくり返つていないのは、日本、ドイツ、フランス、カナダ、全部ひつくり返りましたので、政権が安定しているというのは日本だけなんです。ああ、やはりフランスもかという感じで来たので、次は残りがドイツということになるんですけれども、ドイツは九月ですけれども。

その中で、このエマニュエル・マクロンというのと右派のマリーヌ・ルペンという人とやつたんですけれども、新聞は例によつて例のごとく僅差なんて書いてあつたので、あつちの新聞も当たらず、日本の新聞と同じで、当たらずに読んではおいては同じレベルなんだと思つて読んでいたんですけれども、開きの差が、二千万票対千万票でしよう、たしか、倍ですよ。パーセンテージでいつても、三三%と六六%ですから、もうほとんど、こんなの選挙じゃないですよ、私に言わせれば。選挙というのは、僅差と書いていた人たちはどういう世論調査をしておるのだろかなと思ひ議に思えるほど、ひどい差だつたというふうな結果なんですけれども。

いずれにしても、このマクロンという人は、政治経験はありませんし、前に経済相を、三、四年前にやつていたと思ふんですけれども、それで

外、この人は、E.N.Aを出た後、商売をやって、たしかITが何かの会社だか投資会社か何かにいたと記憶しますけれども、それ以外は経験がありませんし、議員の経験もありませんから、彼は大統領になったけれども、議会においての支持政党はゼロという形になっていますので、日本と違って大統領制ですから、全然条件は違うんですけれども。

いずれにしても、今から、議会対策というのはどうやってやるのかねというのは、ちよつと、正直、私らにとっては極めて疑問なので、私もG7の財務大臣・中央銀行総裁会議というのがイタリアでこの週末から開かれることになるんですが、誰が出てくるのか知りませんが、そういうところでも、どういふ人かという、まずは、やってみなければわからぬところなんですけれども、少なくとも、EUから出ていくというのに近かったマリヌ・ルペンとは違って、これはEUに残ってやろうという人のようですから、そういった意味では、ちよつと、イギリスの、ブレグジットを主張したメイという方とは違ったような感じですね。

いずれにしても、どういふ人が出てくるのかというの、ちよつと、正直、今のところこの人に關する情報の絶対量が不足しておりますので、私もとして、今、この場で、どうだろうかということをお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

○丸山委員 どういう人が差し控えたいと思いますかと言ふ前にかなりお話ししたかったので、実質、いろいろ御感想、御所見をお伺いできたなと思って、いろいろ興味深く聞いておりましたが、非常に、このフランスという国は、まだまだ影響力の大きい、まだまだというか、これから恐らく大きいんだと思いますが、ヨーロッパにおいても、それはひいては世界においても大きい国ですので、ちよつと、大臣、いみじくもおっしゃいましたけれども、こゝしは本場に各国の政治パランスが変わる年、トランプ大統領に始まり、フ

ランスもそうです、韓国がきょう大統領選挙ということでございますし、中国が今回の日本との対話でも余り出てこなかったのも、恐らく秋にまた大きな人事があるからというふうにも聞いていますので、そういった意味では、日本はどつしり腰を落ちつけて、しっかりと見きわめた上で判断を打っていかないといけない時期だと思っておりますので、これは対フランスでも同じこと、対欧州でも同じことですので、しっかりとお願い申し上げたいと思います。

そういう意味で、最後、もう一つ外交について聞いておきたいんですけれども、TPP、先ほどG7の話、今後、出張に行かれるという話で、さらにその先に、五月下旬にはベトナムの方でTPPの閣僚会議があるというふう聞いていますけれども、米抜きTPPが前に進むかどうかというの、米國との二國間交渉との関係でも非常に重要なんですが、一方で、各国の思惑が絡みながら、特に米國がいらないと入る意味がないよと思つていふような国、恐らくベトナムやマレーシアなんかは、その辺、条件云々つけてきたと思うので、その辺の国を考えると、非常に厳しい交渉になつてくるのは目に見えていふんですが、しかし、國益を追求していただきたいというふうに思っていますけれども、この辺も含めて、米抜きのTPPについて、足並みがそろつてお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○麻生國務大臣 TPPについては、これは、基本として、甘利大臣を中心に、かれこれ三年ぐらいで、やつと十二カ国、世界のGDPの約四〇%を占める巨大なものをつくり上げたというものは、これは極めて大きな値打ちがあるシステムだと思つております。

我々としては、今、アメリカが外れたというところで、約二〇%外れることになりまして、残りの二〇%だけで、TPPイレブンでやるかやらないかというふうな話を含めて、いろいろ今から実務的な話をさせていただくことになるんですが、この間の五月の二日、三日、カナダのトロントで会

議をしてありますが、そのトロントの会議の中においては、少なくとも、TPPの意義を踏まえたモメンタムというふうなものを失わないように、議論は前に進めていくべきではないかということに關しては、ベトナムとかマレーシアとかいうところもこれに賛成してきておりますので、オーストラリアとかその他のがこれに賛成するのは知つていましたけれども、マレーシアとかベトナムはどうかと思つておりましたけれども、賛成をするというので、コンセンサスは一応得た形になつております。そういう意味では、我々としては、これを引き続きやっていくことが大きなことなのではないかと。

これとして、何がまず取り急ぎ起きるかという、オージー和牛、オージー和牛ってわかると思いますが、オージー和牛という、怪しげな肉と言つと変なんですけれども、いつから和牛というのがオージーになつたんだかさっぱり理解ができない、不思議な品目の食べ物があるんですよ。やたら売れてますよ。しかも、これがやたら高い、和牛とくつつけるだけで。本当に和牛かよと言いたくなりますけれども、まあ、とにかくオージー和牛と言ふんですよ。そして、レストランに行く一番下書いてあつて、これが一番高い。一見ふざけていふなと思つて、これは一体誰の特許なんだと聞いたら、和牛って、特許になつていない、商標登録はしていないそうなので、これは誰でも使える形になつていふんだそうですけれども、このシエラが間違ひなく日本で伸びます。

オーストラリアと日本との間は、EPAがありましますから伸びるんですよ。その分だけアメリカは減りますから。

そうすると、どんどんどんどんオージー和牛のシエラが日本でふえていふた場合には、これはアメリカにとつては何だ何だということになりますから、何を言つていふんだ、TPPを断つたのはおたくなのであつて、俺たちじゃないぜ、おたくの大統領が選んだんだ、あんたが選んだ大統領で決めた話だといつて、ばいっと突つ張つてあり

ますので、今から向こうでこれはお話し合いがされることになるんだと思ひます。

向こうはその意味をわかつていふ。カウボーイとか、いわゆる牛肉を扱つていふ人、豚肉を扱つていふ人にとつては物すごく、これは共和党の主流ですから、この人たちにとつてはこれは極めて大きな問題なので、これが今からの話題の中心になるといふのは、私ら、ペンス副大統領とやるべき一番のネタは多分これになるだろうと覚悟しております。

既に向こうも気がつきましたから、今いろいろほかの方を使つて我々の交渉にお見えになつてきておられることは確かなので、この間ちよつと別の関係でアメリカに行きましたけれども、そこでも、もう全然関係なく寄つてきて、この話をと言つてきますから、それは間違ひなく、TPPをちよつと、だめだけれども、別の形のTPPとか、いろいろな形の交渉をしようということなのであつて、我々にとつては、入るというなら入れてやらぬこともないよ、今度はこつちが先に入つておるわけですから、おたくがもともとそれで賛成したんだから、あの条件と同じなら考えないこともないとか、いろいろな話を今からしていくことになるんですが。

要は、ジャパン・ファースト、こつちはこちらの都合がありますし、TPPイレブンの理屈がありますから、我々のルールというの、これはやつたんだから、これよりもつといふ条件をといつたつてそんな簡単な話じゃないよという話で、どうしても、オバマがやつたものは氣に入らないという気持ちにはよくわかりませんわ、それは民主党でも自民党がやつたものは氣に入らなかつたからみんな変えたとか、どこにでもある話ですから、それはどこの世界でもあるので別に驚くことはないの。

そういう意味では、我々としては、そういう話はそういう話で、別に、名前をTPPにして、トランプ・トランス・パシフィックとか、名前を変えろとか、いろいろなやり方があるだろ

うとは思いますが、話をいろいろな形としてやうて、双方できちんとした、日米経済ダイアログの中でこの話も含めていろいろ詰めていくし、また、T P Pをやっておられる石原大臣のところは石原大臣のところでもまたこの話は別に詰めていられるので、基本的には日本の国益というのが一番のところですから、そこを押さえてきちんとこの話を、アメリカと日本の関係をきちんと盛り上げてまいりたいと考えております。

○丸山委員 時間が来たので終わりますけれども、大臣、一つだけお願いがございます。

きのう、予算委員会で総理に万博パッジの願いをしたら、隣で爆笑いただいておりますけれども、万博の誘致のパッジでございますので、今後、五月下旬のT P PもG 7も、国際会議に行かれるわけですから、むせていらつしやいますけれども、ぜひしっかり万博のアピールもしていただくことをお願い申し上げまして、私、丸山穂高の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○御法川委員長 次回は、明日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時四十分散會

平成二十九年五月二十四日印刷

平成二十九年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A